

令和2年度 第5回 常設審議委員会 次第

日時 令和 2年 8月25日 (火) 13時30分～
場所 札幌市 第二水産ビル 4階4F会議室

【メモ】

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 常設審議委員会について

5 諮問・意見聴取

- 1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について
- 2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

6 報 告

- 1) 経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針）について
- 2) 令和元年度の農地中間管理機構の実績について
- 3) その他

7 協 議

- 1) 令和3年度農業政策・予算に関する要望に関する回答と今後の方向性について
- 2) 令和2年度の農地バンク事業を加速化させるための改善方針について
- 3) その他

8 閉 会

次回 令和2年度第6回常設審議委員会は、令和 2年9月25日（金曜日）

開会時間は、13：30です。

場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。（予定）

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

作成：（一社）北海道農業会議

【 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて 】

- 新型コロナウイルス感染症が収束した後の世界は、新たな生活様式「ニューノーマル」へ移行するとの見方が強い。
- 世界的なデジタル化、自国中心主義により、国際政治経済の構図が大きく変容し、自由貿易体制等の今後の世界秩序に大きな影響を与えかねない。



この数年で思い切った変革が実行できるかが、日本の未来を左右する。

【 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により脆弱な部分が浮き彫りに 】

- 基礎的生活物資や、製造業の不可欠な部品の供給が、特定国・地域に依存の結果、脆弱さが表面化
- デジタル化・オンライン化が、行政分野で遅れていることが明らかに。
- 大都市における人口密度が高く、経済機能等の国の中枢機能が一極に集中
- デジタル専門分野での人材が不足。かつて強みであったイノベーションの減速が顕著
- 国際競争力の減退
- エネルギー・環境制約の高まり、大規模自然災害の頻発、社会保障と税制の持続可能性などの構造問題



テレワーク等により、働き方の変化、地方移住を前向きに考える気運が増している



- ① 個人が輝き、誰もがどこでも豊かさを実感できる社会
- ② 誰一人取り残されることがなく生きがいを感じることものできる包摂的な社会
- ③ 国際社会から信用と尊敬を集め、不可欠とされる国家



上記の3つが実現した社会を目指す。

【 新型コロナウイルス感染症の日本の状況 】

- 人口当たりの感染者数、死亡者数は、先進国中で圧倒的に少なく抑え込まれている。
- 経済への影響は甚大。
- 輸出や生産の水準は低迷したまま。
- 雇用情勢も弱い動き。



感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく。

【「ウィズコロナ」の経営戦略】

- 感染防止策を講じながら、経済活動レベルを段階的に引き上げていくフェーズにある。
- 雇用・事業・生活を守り抜くことが目下の「最重要課題」
- 消費や投資の喚起、内需の下支えを中心とした経済活性化支援策を進める。

【「新たな日常」の実現】

- 少子高齢化・付加価値生産性の低さ、東京一極集中の積年の課題を解決するとともに、通常、10年係る変革を、将来を先取りする形で一気に進め「新たな日常」を実現する。

① デジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (デジタルニューディール)

ワーク・ライフ・バランスの実現など、新しいはたき方・暮らし改革を、少子高齢化や女性活躍の拡大と連携して推進。

② 「新たな日常」が実現される地域社会づくり、安全・安心の確保 激甚化・複合化する災害への対策を充実させる。

③ 「人」への投資の強化

科学技術・イノベーションを加速。生産性向上を通じた経済成長を実現する。

④ 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

「新たな日常」を支える社会保障を構築
困難に直面している女性や若者などへの支援
格差拡大の防止を図る。

⑤ 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現 国際社会にとって、戦略的に不可欠な存在となることを目指す。

上記の柱の主な施策項目について、年内に実行計画を策定し実行

【当面の経済財政運営と令和3年度予算編成に向けた考え方】

- 令和3年度予算については、概算要求期限を1ヵ月遅らせる。
- 概算要求の仕組みや手続きをできる限り簡素化
- 経済・国民生活への影響を見極めつつ、「令和3年度予算編成の基本方針」で、その方向性を示し、これに基づき予算編成を行う。

【農林水産業の活性化】

- 新型コロナウイルス
感染症の影響により、
国際的な輸出制限
- 国内の生産基盤を維持・強化
○ 食料自給率の向上
○ 食料備蓄や輸入の安定化

○ 食料の安定供給を実現できる総合的な食料安全保障の確立

- ・ 外食・中食向け原料の国産への切り替え
- ・ 国産麦、大豆等の増産
- ・ 輸出拡大による生産余力の向上
- ・ 中山間地域等も含め国内生産基盤の強化
- ・ 穀物備蓄の確保、輸入の多角化について検討

- スマート農業の技術開発や現場実装、農業支援サービスの育成
- 食料安全保障や農林水産業の役割への国民理解を醸成
- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、農林水産業全般にわたる改革を力強く進め、農林水産業を成長産業にすつ、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく。
- 土地改良事業や鳥獣対策の推進
- 輸出先国との規制緩和・撤廃の協議の加速化
- 食産業の海外展開と多様なビジネスモデルの創出等を進める。

【 激甚化・複合化する災害への対応 】

- デジタル化・スマート化を図りつつ、ハード・ソフト一体となった取り組みを推進
- デジタル技術を活用した危機管理・適応復興
- 復旧・復興の迅速化を図り、防災に対する国民の意識・行動変革につなげる。
- 長期停電や、通信障害などを防ぐ無電柱化をはじめとした電気・水道等のインフラ・ライフラインの耐災害性強化等を加速
- 国土強靱化の取り組みの加速化・深化
- 災害に屈しない国土づくりを進める。

「近年の自然災害からの復興」

- H28熊本地震、H30豪雨、北海道胆振東部地震など、近年相次ぎ発生した災害については、被災者が一日も早く安心した暮らしを取り戻せるよう、被災者の気持ちに寄り添い、復旧・復興に全力を尽くす。

【 最低賃金の引き上げ 】

- 早期に全国加重平均1,000円になることを目指すとの方針を堅持
- 今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。
- 今年度は据置で決定している。

【 自由で公正なルールに基づく国際経済体制 】

- 新型コロナウイルス感染症のリスク管理ルール等の整備を進めた上で「自由で公正な貿易・投資ルールの実現」
- TPP11、日EU・EPA等で設けられた「自由で公正な21世紀型ルール」の国際標準化を進める。

「TPP11」

未締結国の早期締結を促す。
新たな国・地域の加入により新しいルールを世界に拡大していく

「RCEP」

年内の署名・早期発効を目指す。

「日米貿易協定」

日米双方の利益となるよう、貿易・投資を更に拡大させる。

「日EU・EPA」

更なる経済関係強化を推進する。

「日英貿易協定」

EU離脱後の英国との新たな経済パートナーシップの構築に速やかに取り組むとともに、移行期間の終了に伴う関連動向の日経企業に対する情報提供を行う。

※報道では、農産物低関税率を設けないとされている。

- 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づいて、きめ細やかな施策を実施する。

農地中間管理事業について

令和2年8月

公益財団法人 北海道農業公社

1 農地中間管理事業の創設について

日本再興戦略会議

〔日本の農業が10年後に目指す姿（平成25年6月14日 閣議決定）〕

- ・担い手¹が利用する農地面積を全農地の8割。
- ・新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人（現状20万人）に拡大。
- ・法人経営体を5万法人（現状12,500法人）に拡大。

対策

農地中間管理機構（都道府県に1つ）の設置
（農地集積バンク：北海道では（公財）北海道農業公社）

出し手

借受け



受け手

貸付け

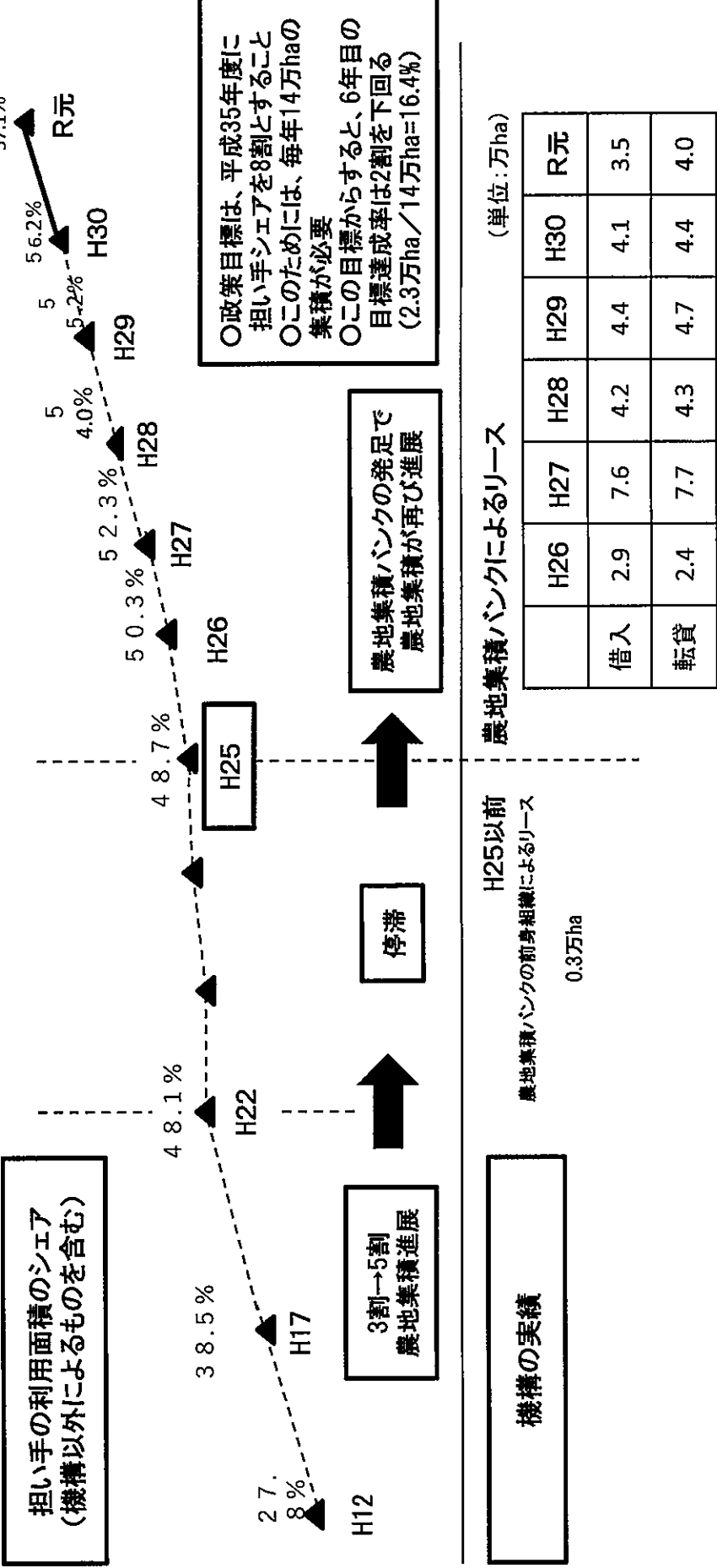


- ①担い手ごとに農地利用を集約化する必要のある土地や耕作放棄地等を機構が借受け
- ②必要に応じ基盤整備等の事業を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸付け

- ・法律の整備 「農地中間管理事業の推進に関する法律」等
- ・各都道府県に事業推進のための基金設置
- ・都道府県単位で推進状況を公表(規制改革会議等で評価)

2 令和元年度の農地中間管理事業の実績（全国）

- 機構が活動を開始した平成26年度以降、着実に担い手の利用面積のシェアは増加しているものの、令和元年度の実績は、前年度の約4分の3に当たる2.3万ha（機構以外による0.8万haを含む）の増加で、担い手の利用割合は57.1%。
- 27年度頃までは集積が順調に進んだが、近年はペースが鈍化し、35年度の8割の目標達成に向けて更なる加速化が必要。
- このため、土地改良法改正により創設された農家負担のない農地整備事業や基盤強化法改正により措置された所有者不明農地対策、施設・機械導入事業に係る機構事業実績の優遇措置など、機構事業の関連対策や、5年後見直しの内容を踏まえ、農林水産省が一体となって推進。



【参考】農地中間管理事業5年後見直しの内容

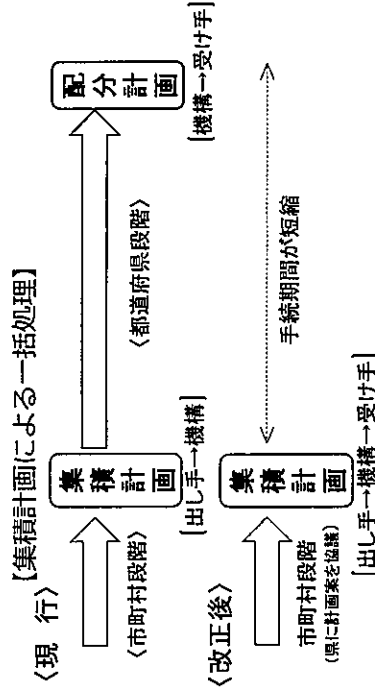
法改正の概要（令和元年5月24日公布）

I 地域における農業者等による協議の場の実質化【中間管理法の改正】

地域協議に関し、農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成や後継者の確保の状況等の情報を提供できるよう努めるとともに、農業委員会の役割を明確化する。

II 農地中間管理機構の仕組みの改善【中間管理法の改正】

- ア 機構による農地の借入れ・転貸について、現行では2つの計画（市町村の集積計画と機構の配分計画）が必要となるが、市町村の集積計画のみで一括して権利設定を可能とする仕組みを創設する。
- イ 機構の配分計画の縦覧を廃止する。
- ウ 農地の受け手に対する利用状況報告の義務付けを廃止する。



III 農地の集積・集約化を支援する体制の一体化【中間管理法、基礎強化法の改正】

農地利用集積円滑化事業について、次の措置を講じた上で、中間管理事業に統合一体化する。

- ア 機構が配分計画案の作成等を求められる者に農用地の利用の促進を行う者であって市町村が指定するものを追加し、実績のある旧円滑化団体が配分計画の案を作成できるようにするとともに、実施区域を、円滑化事業と同様に「市街化区域以外の区域」に拡大する。
- イ 機構が円滑化団体の契約関係を簡易な手続で承継できるようにする。

IV 担い手の確保等【基礎強化法、農地法の改正】

- ア 認定農業者制度について、認定事務を都道府県又は国が処理する仕組みを創設し、認定農業者の農地所有適格法人に対し、役員の従事要件を緩和する。
- イ 青年等就農資金について、その償還期限を「12年以内」から「17年以内」に延長する。
- ウ 3分の2以上の同意を得た農用地利用規程の特例を新設し、利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限定する。（機構への譲渡の際は2,000万円の所得控除）
- エ 農地転用の不許可要件として、担い手に対する農地の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合等を追加する。

【参考】農地中間管理事業5年後見直しの内容

機構集積協力金交付制度の見直し

■見直しのポイント

- (1) 国の配分単価を地域まで適用（道独自単価の廃止）
- (2) 地域タイプについて、中山間地域への支援を充実させるとともに、集約化タイプを新設し、「担い手→担い手」への権利移動に対する支援を追加
 - ◎中山間地域に係る要件等を大幅に緩和（一般地域の機構活用率：20％以上 中山間地域の機構活用率：4％以上）
 - ◎集積・集約化タイプの主な交付要件：1割以上が新規集積面積、6年以上の機構への貸付 *面積の累積カウンント不可
 - ◎集約化タイプの主な交付要件：一定面積以上（府県1ha、北海道6ha）の団地の割合が20ポイント以上増加または一団地当り面積が1.5倍以上
- (3) 耕作者集積協力金を廃止するとともに、経営転換協力金は5年間で段階的に縮小・廃止（R元からR3までは交付要件の変更なし）

■単価

H30				
国	区分	単価	道	
			区分	単価
耕作者集積協力金	2割超 5割以下	10,000 円/10a	2割超 5割以下	10,000 円/10a
			水田・普通畑	5,000 円/10a
	5割超 8割以下	14,000 円/10a	5割超 8割以下	12,000 円/10a
			水田・普通畑	6,000 円/10a
	8割超	18,000 円/10a	8割超	15,000 円/10a
			水田・普通畑	7,500 円/10a

見直しポイント
設定地域内の機構活用率に応じて交付単価が変動する仕組み
2タイプの協力金を新設

R元～				
集約・集約化タイプ			中山間地域	
一般地域		単価	機構活用率	単価
機構活用率	単価	機構活用率	単価	機構活用率
20%超 40%以下	10,000 円/10a	4%超 15%以下	10,000 円/10a	4割超 7割以下
40%超 70%以下	16,000 円/10a	15%超 30%以下	16,000 円/10a	7割超
70%超	22,000 円/10a	30%超 50%以下	22,000 円/10a	
		50%超	28,000 円/10a	
			集約化タイプ	
			機構活用率	単価
			4割超 7割以下	5,000 円/10a
			7割超	10,000 円/10a

耕作者集積協力金	0.5ha以下	300,000 円/戸	0.5ha以下	30,000 円/10a
	0.5ha超 2.0ha以下	500,000 円/戸	0.5ha超 2.0ha以下	30,000 円/10a
				300,000 円/戸(上限)
	2.0ha超	700,000 円/戸	2.0ha超	15,000 円/10a
				500,000 円/戸(上限)

区分を廃止
単価・上限額減
5年間で段階的に縮減・廃止

R元～R3		R4～R5	
交付単価	15,000 円/10a	交付単価	10,000 円/10a
上限額	500,000 円/戸	上限額	250,000 円/戸

耕作者集積協力金	水田・普通畑	5,000 円/10a
	牧草畑	2,500 円/10a

廃止

※ R元協力金交付実績： 協力金交付対象面積 459ha（うち新規集積面積 184ha） 交付額 1.0億円（集約化タイプはなし）

3 北海道における農地中間管理事業の推進について

中間管理事業推進のため、平成26年3月に北海道が策定

北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針

【方向】

- ・本道農業の持続的な発展を図るためには、今後、できるだけ面的にまとまりをもった形で担い手への農用地の集積を進めていくことが重要。
- ・従来からの売買に加え、貸借の仕組みも加わった農地中間管理機構の制度を有効に活用。

【目標】

区 分	平成24年度	平成35(令和5)年度
耕地面積① うち担い手が利用する面積② 育成すべき経営の数 ○認定農業者 うち個人 うち法人 ○集落営農 ※1 ○認定就農者 ○その他(基本構想水準到達者)※2	1,153,000ha 994,000ha 31,410経営体 28,959経営体 2,451経営体 40組織体 — 経営体 975経営体	1,153,000ha 1,095,000ha 31,000経営体 27,000経営体 4,000経営体 0組織体 1,200経営体 0経営体
②/①	86.2%	95%程度

- ※1 「集落営農」については、認定農業者(法人)に誘導していくものとし、平成35(令和5)年度においてはゼロとしている。
- ※2 「基本構想水準到達者」については、認定農業者に誘導していくものとし、平成35(令和5)年度においてはゼロとしている。

担い手とは

- ①認定農業者：
・「農業経営基盤強化促進法」(基盤法)第12条に基づき経営改善計画の認定を受けた経営体
- ②認定新規就農者：
・基盤法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体
- ③基本構想水準到達者：
・基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標水準に到達していると思われる者
- ・認定農業者の再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持または拡大している者
- ④集落営農：
・特定農業団体
・集落営農組織(農作業受託組織)

4 事業概要について

目的：農業経営の規模拡大や農用地の集団化を目指す担い手、農業への新規参入を希望する者に農用地を貸し付けることで、農地の有効活用と農業の生産性向上を図る。

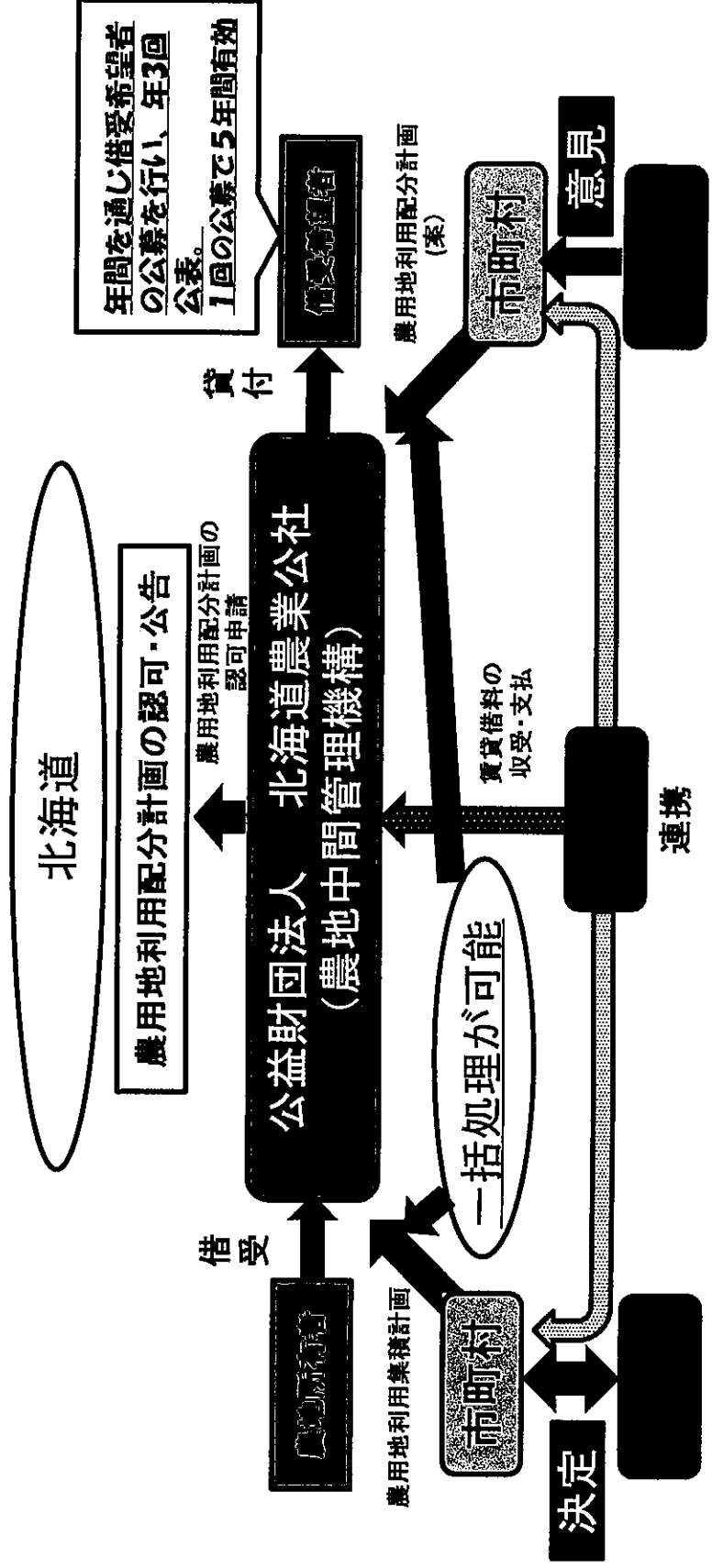
内容：農用地等の所有者から農地中間管理機構(公社)が長期に農用地等を借り受け、公募に応募した借受希望者に対し、地域の実情に即した期間、貸付けを行う。

条件：【賃借】・公社が所有者から借り受ける場合、借受期間は極力10年以上。

・利用困難な農用地等については、借り受けない場合がある。

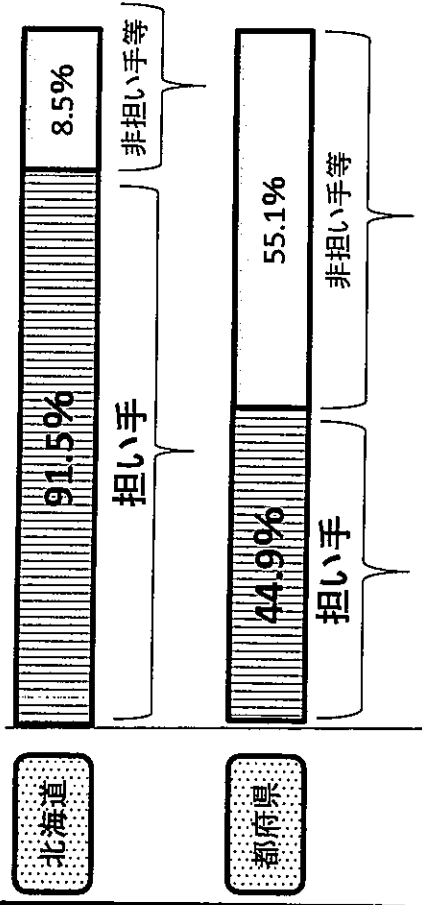
【賃貸】・公募に応募し公表された借受希望者であって、当該農用地等の効率的利用を行うと認められる者。
(新規参入者の場合、経営計画の内容で要件の可否を判断)

【その他】・農用地等の所有者(出し手)、貸付者(受け手)から、毎年、賃借料の1%(消費税別途)の管理料を徴収。

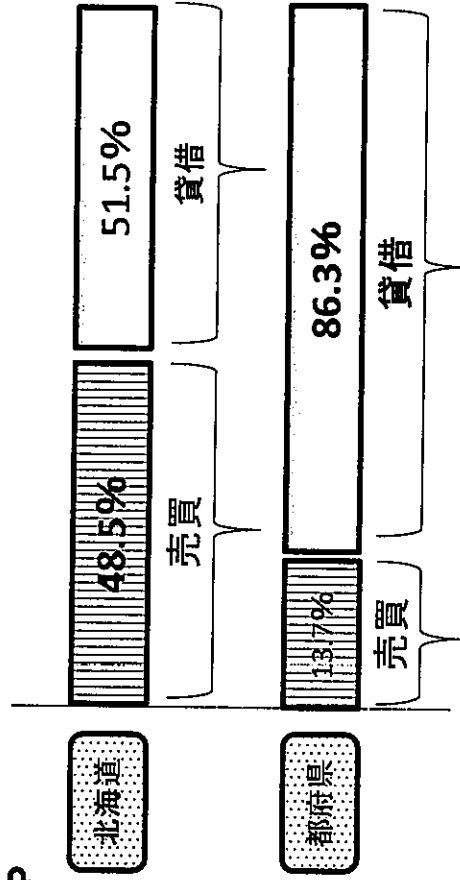


5 担い手への農地集積状況について

担い手への集積状況



農地移動のスタイル



■担い手への農地集積状況

区分	R1 耕地面積 A	③④末 担い手 集積面積B	R1 集積増加 面積	うち機構分の 新規面積	R1 末 担い手 集積面積B	R1 末 集積率B/A	③④末 集積率
北海道	1,144,000	1,042,186	4,509	203	1,046,695	91.5%	91.0%
都府県	3,253,000	1,443,521	18,344	15,277	1,461,865	44.9%	43.8%
全国	4,397,000	2,485,707	22,853	15,480	2,508,560	57.1%	56.2%

(単位: ha)

令和2年3月末現在における農地の集積状況をみると

■北海道
・114万4千haのうち、すでに104万7千haが担い手に集積、また、残りの9万7千haの中には集積されない公共牧野面積5万2千haがある。

■都府県
・327万5千haのうち、まだ、144万4千haしか担い手への集積は進んでいない。

・これまで農地の資産保有意識や受け手への不安等から、集積率が停滞。

課題: ①都府県に比べ集積が一定程度進んでおり頭打ち。
②野菜、果樹、軽種馬等経営形態によって認定農業者認定の必要性が希薄な農業者等の農地が集積カウントされない。

平成27～29年3カ年平均の農地移動（いわゆる純増面積）の動向をみると

■北海道
・有償所有権移転と賃貸による権利移動の純増面積はともに2万ha前後で均衡して推移。

■都府県
・貸借が主体で約6万ha、売買は約1万ha程度で推移。

課題: 担い手への集積に向け、売買事業と貸借事業を地域や経営に応じていかに効果的に推進し、質の高い地域農業を実現させるか。

6 農地中間管理事業の実績について（北海道）

（1）借受全体

- ・ 令和元年度の借受面積は全道23市町村から76件、624.9haを借受け。
（事業発足の26年度からの累計借受面積は、105市町村、1,459件、16,088ha）
- ・ 酪農地帯でのTMRセンター、大規模法人の設立が一段落したことなどから、借受けは依然として停滞し、計画の4,700haに対して13.3%。
- ・ 振興局別では日高、根室、宗谷及び留萌を除き借受けを実施。

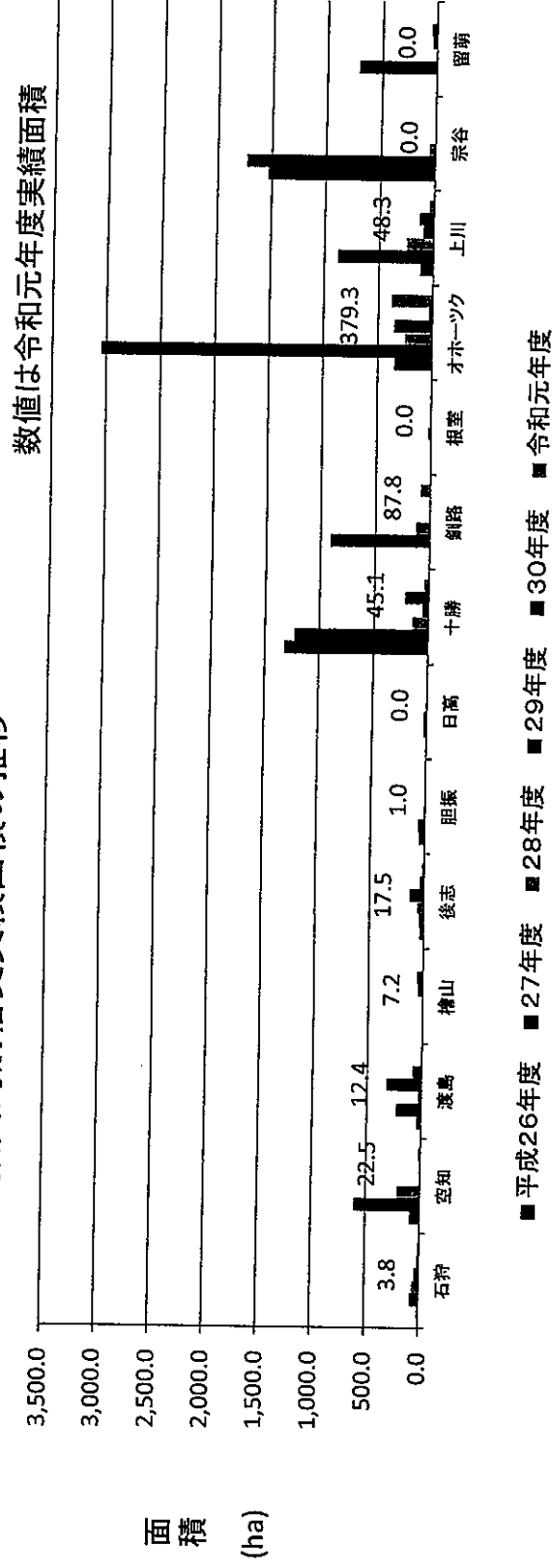
■ 借受面積

区分	平成30年度					令和元年度				
	市町村数	件数	実績 A	目標 B	A/B	市町村数	件数	実績 A	目標 B	A/B
北海道	35	114	631.6	4,700	13.4%	23	76	624.9	4,700	13.3%

(単位:市町村、件、ha)

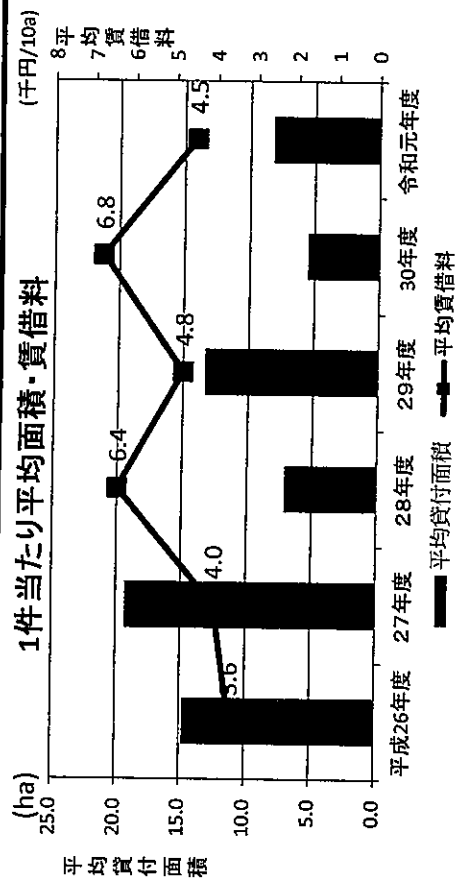
（単位：市町村、件、ha）

振興局別借受実績面積の推移

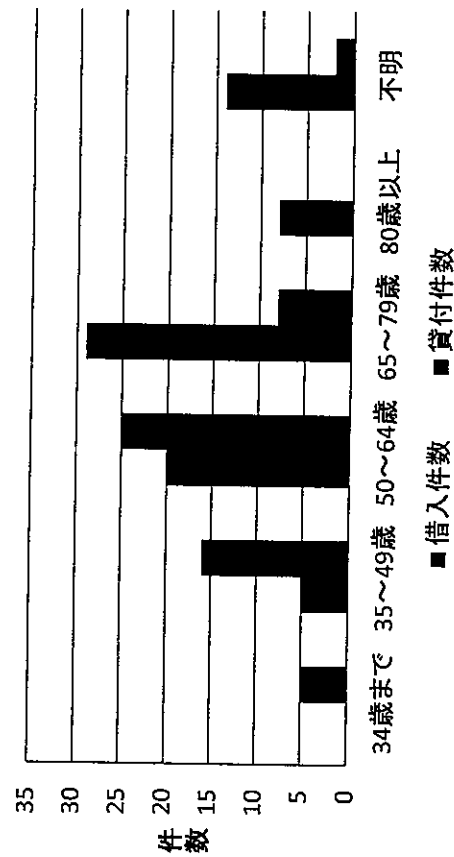


(2) 平均面積・賃借料、年齢別、月別

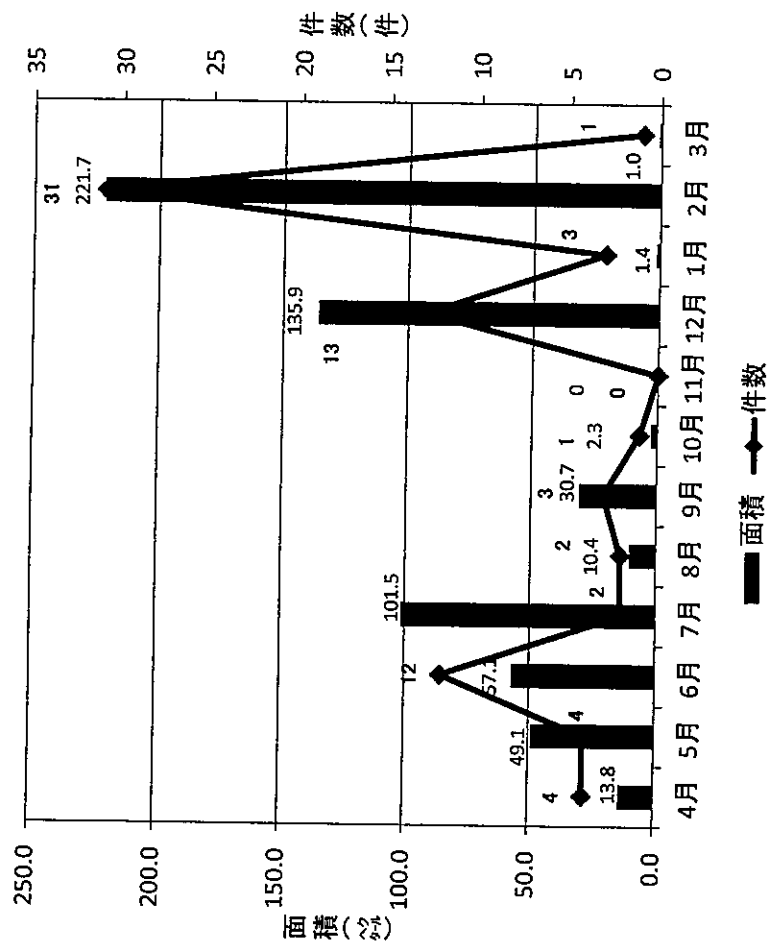
- ・ 1件当たり借受面積は8.2haで前年を約5割下回った。また、10a当たり平均賃借料は4,500円程度と前年度を下回った。これは畑作の割合が増加し、酪農の割合が低下したことによる影響。
- ・ 年齢層別では65歳以上からの借受けが全体の60%に当たる37件、また、貸付では50歳から64歳の層が全体の46%に当たる25件と一番多い。
- ・ 公社への農用地等の借受始期は、これまで年度の前半に集中する傾向が強かったが、令和元年度は大口の案件が年明けにずれ込んだ。



R元年度年齢層別機構借受・貸付件数(個人)



R元年度月別機構借受件数・面積



7 転 貸

(1) 転貸全体

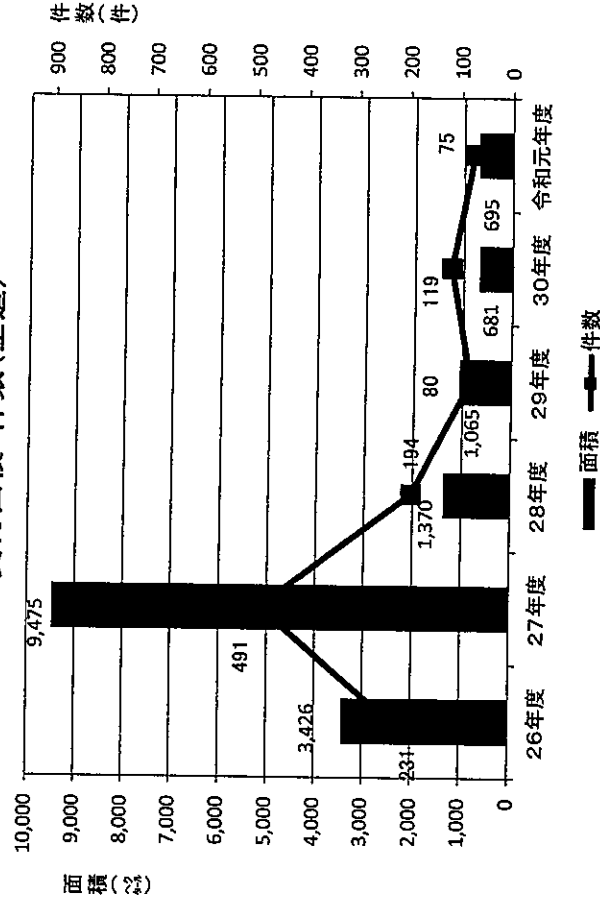
- 令和元年度の転貸は全道26市町村で75件、694.5haの貸付けを実施。
(平成30年度借受分13件70.5ha(貸付ベース)の貸付けを含む)
- 元年度借受面積624.9haのうち、貸し付けた面積は89.0%に当たる。
また、新規参入者に対して3件、10.7ha(酪農・野菜経営)を貸付け。
- 1件当たり貸付面積は9.3ha(実件数)、10a当たり平均賃貸料は4,900円程度。

■ 転貸面積

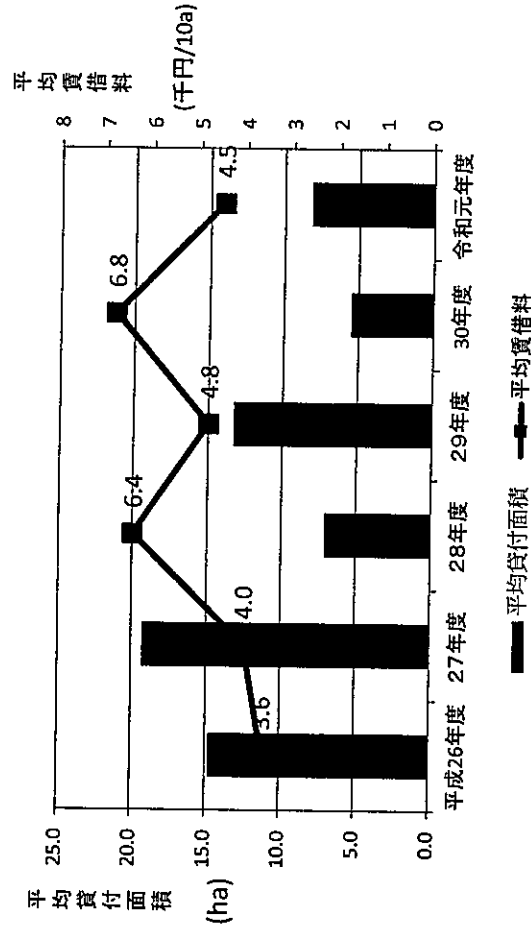
区 分	平成30年度					令和元年度				
	市町村数	件数	実績 A	目標 B	A/B	市町村数	件数	実績 A	目標 B	A/B
北海道	35	119	680.9	4,700	14.5%	26	75	694.5	4,700	14.8%

(単位:市町村、件、ha)

貸付面積・件数(全道)



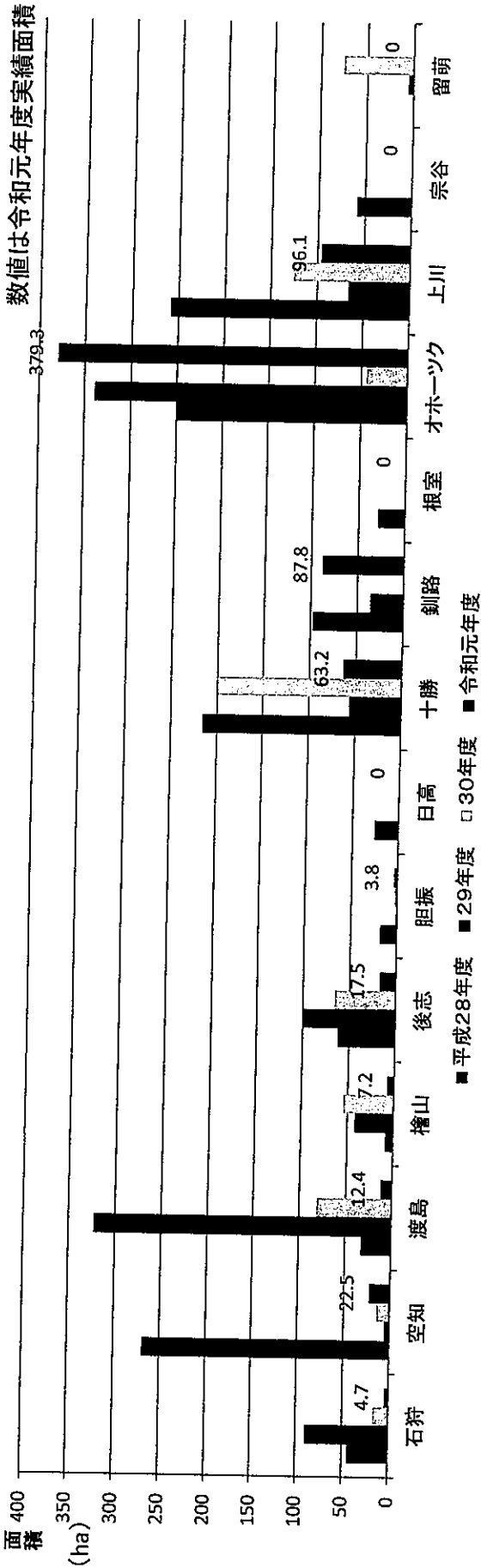
1件当たり平均面積・賃借料



(2) 振興局別貸付実績面積の推移と年数・組織形態別内訳(令和元年度)

- ・令和元年度は機構集積協力が一部見直されたが、借入面積・貸付面積はともに依然として停滞。
- ・貸付期間は10年が全体の8割超。
- ・経営組織別形態では法人が個人の1.5倍程度の面積を占めており、法人ではTMRセンター以外が8割程度の面積。

振興局別貸付実績の推移



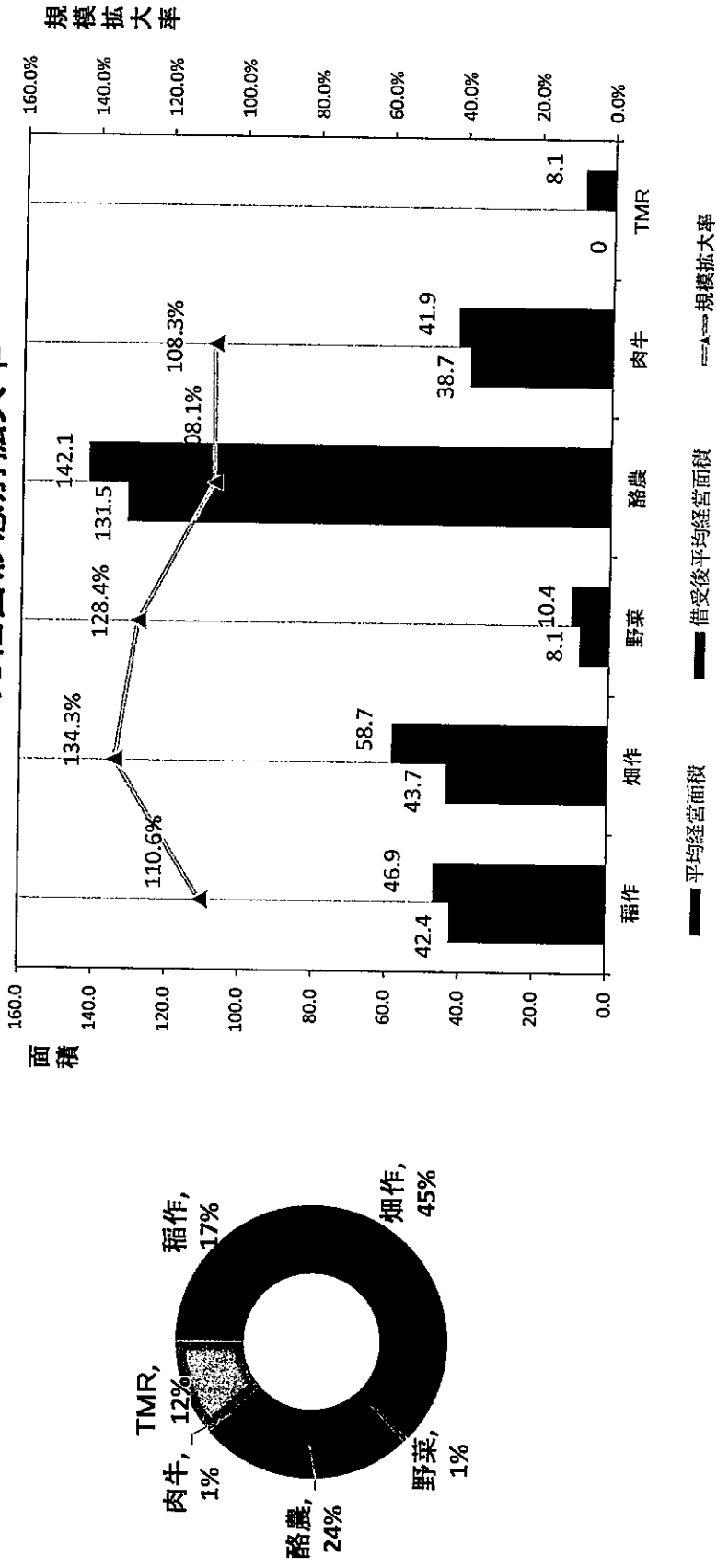
貸付期間・組織形態別内訳

区 分	3年以内	4～5年	6～9年	10年	10年超	計	個人	法人	うち TMRセンター	TMRセンター 以外
貸付面積(ha)	16.9	44.6	53.4	407.0	172.5	694.4	279.7	414.8	81	333.8
シェア(%)	2.4	6.4	7.7	58.6	24.9	100.00	40.3	59.7	19.5	80.5

(3) 経営形態別の規模拡大（令和元年度）

- ・本事業を活用した経営形態は、畑作がほぼ半分を占めており、次いで酪農と稲作がほぼ2割づつ、TMRセンターが1割となっている。
 - ・規模拡大率は畑作と野菜が30%程度、稲作・酪農・肉用牛が10%程度となっている。

R元受け手経営形態別面積シェア



(参考) 北海道 農地中間管理事業の実績について

■年度別借入面積・賃借料

年度	借入面積 (ha)	年度別借入面積・賃借料 (単位:市町村、件、ha、千円、筆)										合計 (千円)
		5	6	17.4	1,337	16	1	2	3.8	341	23	
道庁	1	2	4	10.7	932	26	3	3	22.5	2,318	51	5
道庁	1	1	9	81.6	3,518	60	2	3	12.4	643	15	15
道庁	1	1	15	52.3	6,232	75	2	6	7.2	778	19	19
道庁	2	2	8	35.4	2,536	31	4	8	17.5	1,024	23	23
道庁	1	1	3	6.8	788	21	1	1	1.1	123	1	1
道庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道庁	8	15	216.0	12,238	154	3	4	4	45.1	2,772	33	33
道庁	0	0	0	0	0	0	1	1	87.8	1,928	5	5
道庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道庁	5	7	32.4	3,078	28	3	34	34	379.3	13,009	214	214
道庁	7	43	132.6	11,561	208	3	14	14	48.3	4,966	84	84
道庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道庁	3	4	46.4	673	41	0	0	0	0	0	0	0
道庁	35	114	631.6	42,893	660	23	76	76	624.9	27,902	450	450

■年度別貸付面積・賃賃料

年度	貸付面積 (ha)	年度別貸付面積・賃賃料 (単位:市町村、件、ha、千円)										合計 (千円)
		4	6	16.9	1,233	2	3	4.7	472	7,300	10,000	
道庁	2	5	14.1	1,332	3	4	22.5	2,318	9,400	10,300	10,300	10,300
道庁	1	11	81.6	3,518	2	3	12.4	643	4,300	5,200	5,200	5,200
道庁	1	14	54.8	6,735	2	6	7.2	778	12,300	10,800	10,800	10,800
道庁	2	10	65.9	5,833	4	5	17.5	1,024	8,900	5,900	5,900	5,900
道庁	1	2	3.01	285	1	1	3.8	493	9,800	13,000	13,000	13,000
道庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道庁	7	10	198.57	11,059	5	14	63.2	3,951	5,600	6,300	6,300	6,300
道庁	0	0	0	0	1	2	87.8	1,928	0	2,200	2,200	2,200
道庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道庁	6	13	44.2	3,494	3	17	379.3	13,009	7,900	3,400	3,400	3,400
道庁	8	38	126.0	10,775	3	20	96.1	9,400	8,600	9,800	9,800	9,800
道庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道庁	3	10	75.9	1,133	0	0	0	0	1,500	0	0	0
道庁	35	119	680.9	45,457	26	75	694.5	34,016	6,700	4,900	4,900	4,900

(ア)令和元年度担い手への農地等の集積状況について

区 分	農地面積①	令和元年度 担い手 集積面積②	集積率 (%)③	担い手 集積率④	26年度 目標値⑤	26年度 からの 差⑥	元年度 集積率⑦	元年度 集積率⑧	(単位:ha)
石狩	40,970	34,171	83%	151	33,006	3.5%	4.7	1.7	36.2%
空知	113,716	106,310	93%	229	101,084	5.2%	22.5	0	0%
渡島	24,154	18,992	79%	420	16,508	15.0%	12.4	0	0%
釧路	19,014	16,190	85%	428	14,710	4.9%	7.2	0	0%
後志	34,617	29,644	86%	54	25,294	17.2%	17.5	7.7	44.0%
胆振	34,187	28,522	83%	▲161	25,444	12.1%	3.8	3.8	100.0%
国直	38,760	28,519	74%	469	24,792	15.0%	0	0	0%
十勝	254,810	230,081	90%	203	227,348	1.2%	63.2	23.5	37.2%
釧路	88,518	81,884	93%	▲284	75,675	8.2%	87.8	0	0%
根室	110,150	112,513	102%	2,521	106,768	5.4%	0	0	0%
オホーツク	166,120	156,029	94%	6	150,773	3.5%	379.3	161.8	42.7%
上川	130,432	120,335	92%	▲145	114,801	4.8%	96.1	4.1	4.3%
空知	62,409	60,147	96%	588	57,978	3.7%	0.0	0	0%
日高	25,895	23,359	90%	31	22,347	4.5%	0.0	0	0%
計	1,143,000	1,046,695	91.5%	4,509	996,528	5.0%	694.5	202.6	29.2%

(イ)特例事業(旧農地保有合理化事業等(売買等事業))の実績について

■ 買入面積

(単位:ha)

区分	平成30年度		令和元年度	
	実績 A	目標 B A/B	実績 A	目標 B A/B
北海道	4,810	6,300 76.3%	5,470	6,300 86.8%

■ 売渡面積

(単位:ha)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	実績 A	目標 B A/B	実績 A	目標 B A/B
北海道	3,490	2,873 121.5%	7,584	6,690 113.4%

農地中間管理事業の推進について

- 1 農業者のみなさんに、農地中間管理事業のご紹介をお願いします。

区分	農地中間管理機構(担い手)は農地を借りて 使っているか				担い手以外の農地所有者(出し手)は農地を借り 使っているか			
	持っている	1年前より改善 されている	計画は立てて いない	返却している	返却している	返却している	返却している	返却している
北海道	18%	0%	82%	18%	27%	45%	9%	45%
全国	14%	28%	58%	30%	36%	22%	6%	45%

農地中間管理機構の活動状況等に関するアンケート調査(農林水産省H31年2～3月実施)より抜粋(指導農業者、農業法人協会会員を対象)

- 2 今回の見直しで、事業手続きが簡素化・迅速化されるなど、より利用しやすくなり、「人・農地プラン」の実質化を農地集積の側面から強力に支援します。

- 3 事業推進の上で重要な「機構集積協力金」については、一定の団地化要件を満たせば、「担い手」間での移動も交付対象になります。

また、中間管理事業を活用し、所有者不明農地を安定的に利用できる仕組みができました。

さらに、実施地区には、機械施設の導入事業や農地基盤整備等で優遇措置が受けられるなど、地域農業の振興に向けた、総合的な支援制度です。

公益財団法人 北海道農業公社(農地中間管理機構)

農地中間管理本部 農用地部

札幌市中央区北5条西6丁目1-23

tel011-252-7025

農地中間管理事業の実施状況に関するアンケート調査結果(概要版)

1 調査の目的

本道農業は都府県に比べ、大規模で専門的なプロの農業者によって広大な耕地面積を生かした稲作、畑作、酪農などの土地利用型農業を中心に展開されており、担い手の農地集積率は国の平成35年度の目標である8割を大きく超える9割となっている。
このような本道の農地状況の中、農地中間管理事業の開始から来年度は5年目を迎えることから、今後の制度改正を見据えた内部での検討や関係機関との協議に活用するため、農地中間管理事業の実施状況に関する「アンケート調査」を独自で実施し、制度の充実等の提案に資する。

2 調査対象機関等

(1) 調査時期 平成29年7月

(2) 調査先と回答率

市町村：171 回答率：94%	農業委員会：169 北海道農業士協会役員：13名	回答率：100% 回答率：100%	農業協同組合：108 北海道農業法人協会役員：18	回答率：100% 回答率：82%	北海道指導農業士協会役員：16
--------------------	-----------------------------	----------------------	------------------------------	---------------------	-----------------

3 調査結果の概要

(1) 今後(5～10年)の農地の流動化(需要と供給のバランス)・・・「問題が生じる」との回答が約7割

市町村、農業委員会、JAの各機関と指導農業士、農業士、法人協会の役員とともに「問題が生じる」との回答が約7割で危機感を募らせている。
このため、どのように対応するかとの複数選択回答では「地域の中心的な農業者に農地を集約」との回答が約8割、「新規就農者の受入」との回答が約7割、「新規法人の設立」との回答が2割となっており、「農外企業の誘致」とする回答は4%に留まり、企業に対する抵抗感がうかがえる。

(2) 農地流動化に当たって活用する事業・・・農地中間管理事業：1割、農地保有合理化事業：4割

利用権設定(賃貸)は農地中間管理事業が1割、所有権移転(売買)は農地保有合理化事業が約4割となっており、賃貸も売買も農地法3条と利用権設定等事業で対応するとの回答が一番多い。

(3) 今後の機構事業の活用見込み・・・農地中間管理事業：8割、農地保有合理化事業：9割

「活用したい」と「事業内容を理解の上検討したい」を合わせると農地中間管理事業で8割、農地保有合理化事業で9割となっており、「活用しない」との理由では「事業メリットがない」、「活用しなくても支障がない」との回答が多い。

(4) 基盤整備事業との連携における重点実施区域の設定・・・79市町村中の20市町村で活用農地の用途ない

「設定している」79市町村中、7割に当たる55市町村が農地中間管理事業を実施しているが、20市町村で活用農地の用途が立っていないと回答している。また、この設定要件を課すことに対し、疑問視する意見も多い。

(5) 農地中間管理事業に対する改善・要望意見・・・「事務負担軽減」、「事業メリットの充実」の意見が多い

「事務負担の軽減」、「事業参画のメリット措置の充実」、「交付基準の期間短縮」が多く、これは28年度に「協力金の対象者が非担い手に限定」した制度見直しが大きく影響していること、また、本道は賃貸の一定期間経過後に売買に向かう傾向が強いことから交付基準期間の10年の短縮を望む声が多いと史料される。

(6) 公社に対する要望意見・・・「農業者までの情報の提供」、「農地バンク機能」の意見が多い

「農業者までの事業制度の周知など情報の提供」を望む意見が多くある一方で、今後きめ細やかな対応が必要である。また、「公社自らが条件不利地など生産性の低い農地を借入し、整備後に貸付する農地バンク機能」を求める意見も多く、公社の総合力の一層の発揮が期待されている。

(参考) 農地中間管理事業を活用した所有者不明農地対策

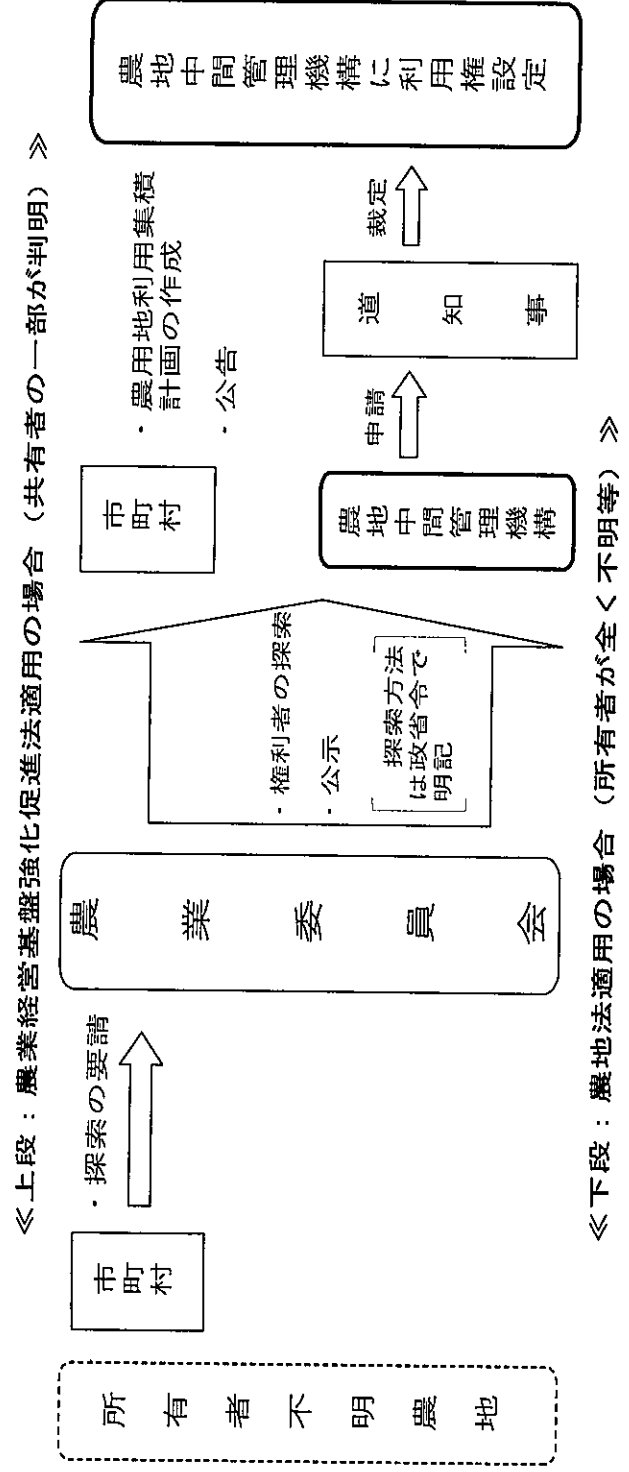
○ 高齢化や人口減少に伴い、相続未登記など所有者不明農地が増加しており、貸し手の死亡等で権利が不安定になることや、遊休化が解消されず、農地集積・集約化への影響が懸念。

■ 所有者不明農地の状況（平成28年）

	相続未登記農地	相続未登記のある農地	合計	うち遊休農地
北海道	17,993ha	60,217ha	78,210ha	559ha
全国	476,529ha	457,819ha	934,348ha	53,683ha

農林水産省調べ

○ 平成30年に農地法・基盤強化法が改正され、所有者不明農地について、農業委員会による権利者の探索・公示後に、農地中間管理事業により利用権を設定する措置が整備。
(農地法に基づく措置は知事裁定が必要)



農地中間管理事業に係る農用地等の保全管理実証モデル事業の仕組み

- 本事業は、当面受け手がいない、生産力の低下が見られるものの、地域の生産力の維持等の観点から将来とも保全すべしとされた農地について、国の推進費補助事業等を活用して農家等の負担を求めないで、農地の再生利用を図るとともに、今後の保全管理の推進に当たり課題等を把握することを目的に公社が事業実施主体となり実証モデル事業を実施。
- 本事業を希望する市町村は関係者の総意として農地の再生・保全を強く望んでおり、積極的に新規参入者などの受入活動を行い、公社が農地中間管理権の取得後2年以内に借受者の確保が確実と見込まれる農地で、かつ、集落として維持されている地域内の農用地等とする。
- モデル地区は、年間数カ所程度とする。

〔モデル地区指定までの流れ：申請から決定〕

- ・ 不耕作の期間が発生したこと、雑草等の繁茂が見られ、生産力の低下や荒廃農地化の懸念がある
- ・ このままでは新たな受け手の確保は困難
- ・ 農地所有者は自ら農地の保全や改善の意志はない

- ・ 関係者の総意で再生利用農地として確保したい
- ・ 集落機能を維持し、新規参入者等と呼び込みたい
- ・ 地域活性化のモデルとして他地域に波及したい

- ・ 受け手の確保に向けた地域の活動を積極的に推進
- ・ 今後の地区農業のあり方は集落全体で協議
- ・ 地域の状況等を整理し、公社へ事業申請

- 公社は申請に基づき、現地調査を実施し、関係者との協議などを経て、重点実施区域設定要領に基づき、モデル性が高いと判断した場合は、重点実施区域に設定するとともに、実証モデル事業のモデル地区に指定し通知

- 国の推進費補助事業等を活用し農家の負担を求めないで公社自らが保全管理等を実施

市町村の課題解決に向けて

公社

〔中間管理権取得から事業実施まで〕

- 指定市町村は、
・ 農用地利用集積計画を作成・提出

- 公社（機構）は、
・ 農地中間管理権を取得
※期間は7年以上を原則

再生利用整備の実施

- 保全管理等業務は、国の推進費補助で対応可能な範囲を基本に、公社の有する機械力や技術力をフルに発揮し、農地の再生利用を実現
- 公社は、畜産公共等積算基準に準拠して積算し、自ら実施
- また、再生後の農用地等の管理は地域の農業者等に委託

整備後受け手が決まっている場合

- 市町村は配分計画の案を作成・提出
- 道は配分計画を認可・公告
- 営農開始、賃貸料支払い

整備後受け手が決まっていない場合

保全管理を委託し、受け手の探索

- ・ 貸付者決定、配分計画案作成→認可
- ・ 営農開始、賃貸料支払い

“農地の再生利用と地域の活性化”

【参考】関連対策：農地中間管理事業等の実施状況が、他事業の採択要件となったり、優遇措置を受けられる仕組み。

○ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(旧経営体育成支援事業)

担い手の機械・施設導入支援のため平成30年度まで実施されていた「経営体育成支援事業」が、令和元年度から「強い農業づくり交付金」と統合し、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」となった。

応募に際し、機構事業（平成26年3月以降の農地中間管理事業、特例事業（＝農地保有合理化事業））の活用実績と今後の規模拡大計画に応じて、生産者・地区にポイントが付与され、採択条件が有利となる。

○ 農業競争力強化基盤整備事業(のうち農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業)

機構による担い手への農地集積・集約に取り組む地区での農地整備等の実施や、機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援する。

○ 農地耕作条件改善事業

農地中間管理事業の重点実施区域において、地域の多様なニーズに応じた、きめ細やかな耕作条件の改善を実施し、新設した農地整備・集約協力金の交付により、農家負担を軽減する。

○ 持続的生産強化対策事業(のうち野菜・施設園芸支援対策、果樹支援対策、茶・薬用作物支援対策)

持続的な生産力・販売力強化に向けた地域の課題解決のための取り組み等を支援する。事業区分により、機構事業への取組状況に応じて採択要件を満たしたり、ポイントが加算されるなどの優遇措置が組み込まれている。

要望内容	回答内容	結果と次年度以降の方向性
【貿易協定における適切な国内対策の確立】 日米貿易交渉においては、我が国における食料等の安定供給を担う本道農業が再生産可能かつ、持続的に発展していくことができるよう、交渉内容の丁寧な情報提供を行うとともに、農産物に対する必要な国境措置を確保すること。 また、TPP11、日EU・EPAなど、これまでに締結された協定によって、本道農業の振興と地域社会の持続的発展に支障を及ぼすことがないよう万全の措置を講ずること。 なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、今後、諸外国からの農畜産物の輸入に影響が出る可能性があることから、国産農畜産物の生産と消費の重要性について認識を新たに、想定外の事態に対応できるよう食料自給率の向上を含めた農政の基幹として位置づけること。	1 2020年1月1日に発効した日米貿易協定では、農林水産品に係る日本側の関税について、 ① TPPで米国に対し7万トンの国別枠を設けたコメについては、調製品を含め「除外」を確保し、 ② 脱脂粉乳・バターなど、TPPでTPPワイドの関税割当枠が設定された33品目について、新たな米国枠を一切認めなかったなど、「TPPの範囲内」とすることができたところである。 2 このため、今後とも国民の皆様にご丁寧に説明を尽くすことにより、十分御理解いただける合意内容になったものと考えている。 3 農林水産省としては、引き続き、新たな国際環境の下でも農林水産業の生産基盤を維持・強化していけるよう、全力で取り組んでいく考えである。 【農林水産省国際部国際経済課】	【結果】 各種対策を講じていること、引き続き取り組みを講じていく内容の回答となっている。 【今後の対応】 《11月》 同一の表現で再度要望する。 《令和3年度》 来年度においても、要望項目とする 【考え方等】 北海道・関係団体と協議の上、表現の修正を行っている。

- 1 TPP11、日 EU・EPA や日米貿易協定については、重要 5 品目を中心に関税撤廃の例外をしっかりと確保し、国家貿易制度の維持、セーフガードの確保、長期の関税削減期間などの有効な措置を獲得した。
- 2 それでもなお残る農林漁業者の不安を払拭するために、経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、農業経営の底上げにつながる対策を講じ、生産基盤の強化につなげていくことができるよう、昨年 12 月に「総合的な TPP 等関連政策大綱」を改訂し、体質強化対策や経営安定対策など、万全の対策を講じている。
- 3 具体的には、
 - ① 体質強化対策として、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業、日 EU・EPA を念頭に置いた国産チーズや木材製品の競争力強化、日米貿易交渉を念頭に置いた繁殖雌牛等への増頭奨励金の交付等を講じている。
 - ② また、経営安定対策として、法制化した牛・豚マルキンの補填率の引上げ等を講じている。
 - ③ 加えて、新型コロナウイルスへの対応として、
 - ① 国産農畜産物の消費拡大運動などによる内需の喚起
 - ② 輸入から国産原料への切替え対策
 - ③ 感染拡大防止と経営継続を図る農林漁業者の取組の支援などを推進していくこととしている。
- 5 こうした施策により、農業の生産基盤を守り、将来にわたって食料の安定供給を実現することで、国民の皆様の生活基盤を守ってまいりたい。

【農林水産省大臣官房政策課】

【農業政策の確立】 自立した国家の条件には、国民の食料を安定的に供給できる農業構造の構築と国家間の互恵に基づいた食料戦略が不可欠である。 そのため、国産農畜産物の生産及び需要拡大を図り、わが国の食料自給率の向上の実現が可能となるよう、地域の実態に即した農地の利用集積と担い手の育成など、地域の農業づくりの取り組みに対する支援について、中長期を見通した政策の基本を確立すること。	1 農業者の高齢化・減少が進む中、我が国農業が持続的に発展し、食料の安定供給等の役割を果たすためには、農地が担い手にまとまった形で利用できるようにすることが重要。 このため、集落での農地利用の話し合い等を通じた人・農地プランの実質化を進めるとともに、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を図っていく。 2 また、担い手の育成については、例えば、 ① 担い手が主体性と創意工夫を発揮して経営発展できるよう、融資、税制などを通じ重点的に支援するとともに、 ② 法人化や経営継承など、担い手の経営上の課題の解決を図るための経営相談体制の整備 ③ 担い手の様々なチャレンジに伴うリスクに対するセーフティネットとしての収入保険制度の創設等を推進しているところである。 3 これらの取組を総合的に推進することにより、地域の実態に即した農地の集積・集約化と担い手の育成などを総合的に支援してまいりたい。 【農林水産省経営局農地政策課・経営政策課】	【結果】 各種取組を総合的に推進することにより、担い手の育成と農地の集積・集約化を推進する旨の回答 しかしながら中長期的視点という部分では、人・農地プランの実質化に依存、そのため、明確に中長期という視点の回答があった訳ではない。 【今後の対応】 《11月》 同一の表現で再度要望する。 《令和3年度》 来年度においても、要望項目とする。 【考え方等】 基本的には、この表現又は若干の修正。
---	--	--

【農業生産基盤の強化】 (1) 農業農村整備事業の拡充と予算の確保 ① わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「基本計画」の目標を高いレベルで達成し、競争力ある農業を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に進めることが不可欠である。このため、圃場の大区画化や排水対策をはじめとした農業農村整備事業について、農村現場の要望に応えるために、農業者の負担軽減を含め、当初予算の段階で必要な額を確保すること。	農業農村整備事業の推進に必要な予算については、 ① 令和元年度補正予算では、TPP 等対策や防災・減災、国土強靱化の更なる推進に必要な予算として1,542 億円令和 2 年度当初予算では、農業農村整備事業本体及び関連予算として4,433 億円、「防災・減災、国土強靱化のための3 か年緊急対策」の推進のための臨時・特別の措置として540 億円を計上しており、これらを合計して、前年度から64 億円増となる6,515 億円を確保したところである。 2 また、農業者の費用負担の軽減については、これまでも、事業実施による農地集積率に応じた促進費の交付などにより支援を行ってきたところである。 3 事業の計画的かつ安定的な推進に向け、引き続き、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、必要な予算の確保に努めてまいりたい。 【農林水産省農村振興局設計課】	【結果】 満額回答と考えられる 【今後の対応】 《11 月》 引き続き予算の確保に努めるとの回答があるため、11 月の要請項目にしない方向で検討。 全体の状況を見て判断する。 《令和3 年度》 基盤整備は、生産性の維持のために必要であることから、次年度も引き続き続き要望項目とする。 【考え方等】 基本的には、この表現又は若干の修正。
---	---	---

② 作業効率の良い連坦した優良農地を確保するためには、そこに介在する離農者の廃屋等の撤去が必要な場合があるため、それを含めた新たな事業を創設すること。	廃屋等の個人所有物については、その所有者によって処分することが原則であるため、ご理解いただきたい。なお、農地整備事業によって区画整理工事等の実施と一体的に行う場合については、支障物の最低限度の撤去を行うことが可能な場合もあるため、個別の事情を聞き取りながら丁寧に対応してまいりたい。 【農林水産省農村振興局農地資源課】	【結果】 基本的には、ゼロ回答という状況 【今後の対応】 《11月》 ①を要望項目とするのであれば入れる方向。 《令和3年度》 高齢化により離農が増加することが想定されるため、引き続き要望項目とする方向。 【考え方等】 廃屋撤去が必要な理由等を深掘する必要性があると考ええる。
③ 連坦化した生産性の高い圃場を実現させるため、農業農村整備事業実施地区内に介在する河川敷地等の官有地については、河川整備と管理に特段の支障を及ぼさない範囲内で売り渡しを積極的にすすめることにも、その際の測量経費等が売り渡しを受ける者の負担とならないようにすること。	連坦化した生産性の高いほ場を整備するための区画整理や暗渠排水等の農地整備事業を実施する場合には、その土地利用を最適化するため、河川敷地等の官有地についても関係部局と必要な調整を行うこととしており、その費用についても農業者の負担とならない形で支援を行っている。引き続き、適切な事業実施に努めてまいりたい。 【参考】 農地整備事業では、採択前の1～2年間、実施計画策定事業として、関係機関との調整や詳細な測量・設計に要する費用を農業者の負担によらない形で支援。 【農林水産省農村振興局農地資源課】	【結果】 農業者の負担とならない形で支援を行っている。 【今後の対応】 《11月》 要請項目にはしない。 《令和3年度》 必要性について検討する。 【考え方等】 農業者の負担とならない形の詳細を調査した上で、必要性を検討する。

④ 国の施策に基づき規模拡大・経営の効率化を行ってきた本道においては、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択要件に満たない地域が多いことから、採択要件を見直して地域の実態に即したものとすること。	1 農地中間管理機構関連農地整備事業は、基盤整備が十分に行われていない農地では担い手が借り受けられないおそれがあることから、そのような農地についても担い手への集積・集約を加速化させるため、農業者からの申請・同意・費用負担によらずに基盤整備を実施する事業であり、一定程度まとまりある農地を対象とすることや、農地中間管理権を 15 年以上設定すること等の採択要件を設定していることをご理解いただきたい。 2 農地整備の実施にあたっては、農地中間管理機構関連農地整備事業の他に、 ① 担い手への農地集積とともに区画整理工事等を実施できる農業競争力強化農地整備事業や、 ② 区画拡大や暗渠排水等の地域のニーズに応じたきめ細かな整備が可能な農地耕作条件改善事業 などのメニューを用意しており、地域の実態に即して適切な事業が選択できるよう、丁寧に相談に応じてまいりたい。 【参考】農地整備事業の支援メニュー ○ 農地中間管理機構関連農地整備事業・・・面積要件 10ha 以上、事業対象農地の全てに農地中間管理権を 15 年以上設定し担い手集積、収益性 20%以上向上、等を要件に、農家負担相当額を全額国費で負担して基盤整備が可能。 ○ 農業競争力強化農地整備事業・・・面積要件 20ha 以上、事業対象農地の 50%を担い手へ集積することを要件に、基盤整備が可能。 ○ 農地耕作条件改善事業・・・農地中間管理事業の重点実施区域を対象に、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の設置等のきめ細かな基盤整備を、面積要件なしで支援。
	【結果】 基本的には、ゼロ回答。 代替事業が紹介されたところ。 【今後の対応】 《11 月》 同じ内容で要望しても同じ結果となることから、要望項目とはしない。 《令和 3 年度》 基本的に継続要望とするが、理由を変える必要性があると考える。 【考え方等】 道内では農地中間管理事業が停滞していることから、農地中間管理事業を推進する観点での要望に切り替える方向で検討を行う。

【農林水産省農村振興局農地資源課】

(2) 農地の集約化の促進 ① 本道の農地流動化は、所有権移転と貸借が拮抗している状況にあり、所有権移転に対する需要が高い状況にある。 所有権移転における農地流動化は、本道の高い農地集積率の要因の一つであるとともに、基盤整備等の農地改良を円滑に実施して行く上でも重要な要素であり、これまでの本道における優良農地の維持確保に大きく貢献しているものと考えている。 そのため、担い手への農地集積率の維持、農地利用の最適化の推進、優良農地の保全の観点から、担い手への所有権移転による農地集積の促進は、食料基地たる本道の農業にとって欠かせないものであり、これを政策として明確に位置付けること。	1 農地中間管理機構による農地集積は所有権移転による手法も可能であり、所有権移転の場合も農地売買等支援事業(農地中間管理機構が農地を買い入れるための資金を民間団体から無利子で貸付け)のほか、 ① 人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が農地を取得するために必要な資金(スーパール資金)の融通 ② 農地を譲渡した場合の譲渡所得税の特別控除※、農地を取得した場合の不動産取得税等の軽減措置 ※ 農地バンク法5年後見直しにおいて、令和元年より譲渡所得税の特別控除を更に強化等の支援措置を講じているところである。	【 結果 】 農地中間管理事業の特例(農地保有合理化事業)が、所有権移転の促進施策であるという回答内容。 こちらとしては、貸借中心の農業施策の中に、所有権移転も必要という位置づけが欲しい。 【 今後の対応 】 《11 月》 基本的に継続要望の方向 《令和3年度》 基本的に継続要望の方向 【 考え方等 】 継続要望に当たり、当面は、この表現を想定。内容の精査は行う。
---	--	---

② 農地中間管理事業による農地流動化は賃借に限定されており、地域によっては、担い手への集積にはつながるものの、必ずしも集団化に繋がらないケースが見受けられる。 一方、所有権移転をすすめる農地中間管理機構の特例事業では、担い手の所有地と隣接して、集団化がすすめられるケースが多く、担い手への農地集約化を促進する効果は高いと考えられる。 そのため、本道では特例事業の中間保有による再配分機能を活用し、担い手への農地の集約化を一層促進する観点から、引き続き本事業の十分な予算を確保するとともに、本事業は担い手への集積・集約化への貢献度が高いことから、特例事業も機構集積協力金の対象とすること。 さらに、農地中間管理事業及び特例事業を活用する担い手が、規模拡大と併せて、効率的な農業経営を展開するためには、農機具等の高スペック化等が必要となるため、補助事業等において更なるインセンティブを設けること。	2 また、農地売買等支援事業の令和2年度予算については 11.6 億円を確保したところであり、引き続き必要額を確保してまいりたい。 3 なお、強い農業・担い手づくり総合支援交付金においては、地域の担い手の経営発展に必要な農業用機械等の導入等を支援している。 本交付金では、機構から賃借権の設定を受ける等して一定の規模拡大等を行う農業者に対して、予算配分ポイントの加算を行う等のインセンティブを措置しているところであり、また、より高い目標の下、主体性を発揮した取組等を支援するため、令和元年度より、補助上限額を拡大した先進的農業経営確立支援タイプ（個人：1,000 万円 法人：1,500 万円（参考 地域担い手支援タイプ：補助上限額 300 万円））を設けたところ 【農林水産省経営局農地政策課・経営政策課】	【結果】 予算の確保については、満額回答 インセンティブについては、思惑と異なるが、既存の事業の紹介となっている。 【今後の対応】 《11 月》 要望項目とはしない。 《令和3 年度》 内容を修正した上で、継続要望する。 【考え方等】 北海道農業公社と協議の上、農地保有合理化事業の推進となるような施策の要望を盛り込む方向で調整する。
--	--	---

③ 所有者不明農地については、所有者が明らかでない時点で所有権移転を促進することにより発生を未然に防止することが望ましい。 しかしながら、所有権移転については、抜本的対策が取られていない状況にあり、その結果、所有者不明農地となった場合は、農地中間管理事業を活用すること以外に、当該農地を利用する手立てがない状況にある。 所有者不明農地となった場合は、所有権移転が困難であり、期間満了の度、繰り返し農地中間管理事業を活用した農地利用をせざるを得ない状況となる。 そのため、農地中間管理事業において、所有者不明農地を借入する際の費用負担等について、全額国費対応とするとともに、十分な予算を確保すること。	1 所有者不明農地の借入れも含め、農地中間管理機構の業務に係る事務経費等を支援する「農地中間管理事業等推進事業」においては、国庫補助は定額(7/10 相当)となっている。 都道府県の負担分については、派遣職員への人件費等といった都道府県の負担する経費も国庫補助の対象とすることが可能となっており、都道府県の実質的な負担が少なくなるよう努めている。 2 また、農地中間管理機構が、所有者不明農地の借入れをする際の賃料・保全管理費等については、借受農地管理等事業の対象となり、補助率定率(最大 9/10)を国費で予算措置しており、地方の負担が少なくなるよう努めている。 3 引き続き必要な予算の確保に努めてまいりたい。 【農林水産省経営局農地政策課】	【結果】 ゼロ回答 【今後の対応】 《11 月》 要望項目とはしない。 《令和 3 年度》 要望項目としてどうするかを再検討 【考え方等】 道農政部経営局農業経営課と協議の上、対応方向を検討する。
---	--	---

④ 担い手への農地の集約化を促進し、作業効率の良い場を形成するための最も有効な制度である交換分合事業については、農地耕作条件改善事業等による補助対象事業とされはいるものの、現行制度では、市町村農業委員会単独での活用が困難となっていることから、市町村農業委員会が単独で実施可能な仕組みとすること。	1 農地耕作条件改善事業は、区画整理や暗渠排水等のきめ細かな基盤整備を支援する事業であるため、ご指摘の通り、市町村農業委員会が単独で実施する交換分合は支援対象としていない。 2 一方、市町村が実施する基盤整備と併せて行う農業委員会による交換分合については支援を行っているため、市町村の基盤整備部局とよくご相談いただきたい。 【農林水産省農村振興局農地資源課】	【結果】 ゼロ回答 【今後の対応】 《11月》 要望項目とはしない方向。 《令和3年度》 継続要望する。 【考え方等】 交換分合については、農業会議以外要望する団体がないことから内容を精査の上継続要望する。
(3) 概算取得費の引き上げ 農地の売却を行う際に、取得費が不明な場合に用いる概算取得費について、租税特別措置法第31条の4の規定により5/100とされているが、農業経営を行うに当たり農業者は、所有している農地に対し生産力の向上や、優良農地として維持・保全のための基盤整備などの投資を行うことから、概算取得費以上の経費を費やしている状況にある。 また、青色申告が普及していなかった昭和末期から平成初期においては、現在の農地価格よりも高額な価格で取得しているながらも、記録がないことにより、比較的低額な概算取得費により農地売買を行う事例も見受けられる。 そのため、こうした優良農地については、次世代の担い手へ適切に所有権移転を行い、限られた資源である農地利用の最適化を促進する観点から、租税特別措置法第30条に規定される山林と同等の50/100の概算取得費控除の対象とすること。	特段の言及なし	【結果】 — 【今後の対応】 《11月》 要望項目とはしない。 《令和3年度》 継続要望する。 【考え方等】 現場からの要望では、譲渡所得税控除額の引き上げ要望が多い。 現状としては、譲渡所得税控除については、現在のところ可能性が低いことから、この内容で要望を継続することとする。

(4) 荒廃農地対策の強化 所有者不明の農地や遊休農地については、農地中間管理事業を活用することによって利用することとは可能となっているが、再生すべき荒廃農地を復元するための支援が不足している状況にある。そのため、荒廃農地を復元するための再生作業等に関する支援を行う事業を創設すること。	1 限られた資源である農地を有効活用し、食料の安定供給を図る上で、荒廃農地の再生利用の取組を進めることは重要であると認識している。 2 再生利用可能な荒廃農地を再生する取組に対する支援については、荒廃農地対策に資する各種事業により対応できるよう、必要な予算の確保に努めてまいりたい。 【農林水産省農村振興局地域振興課】	【結果】 荒廃農地対策の重要性については、共通の認識であることを確認。 既存事業の予算確保とされている。 【今後の対応】 《11月》 要望項目とはしない。 《令和3年度》 継続要望する。 【考え方等】 既存事業で対応できないものもあることから、その観点からの要望項目へ修正を行う方向。
---	--	--

【担い手の育成・確保の強化】 (1) 家族経営の継承対策について 農業後継者が親から経営の継承を受けるにあたり、個人版事業承継税制が構築されたことにより、一定の事業承継については、対策が講じられたところであるが、畜産経営等において、農業用資産への投資を行っている農業経営においては、多額の負債を有しているケースが見受けられる。 個人版事業承継税制では、特定事業用資産の贈与に限定されていることから、こうした経営においては、継承する親には、負債のみが残る、その後の償還に支障が生ずることが想定される。 そのため、個人版事業承継税制の検証を行うと共に、家族経営の円滑な継承に向けた新たな税制上の仕組みや資金対応等について検討すること。	1 後継者への経営継承において、多額の負債がネックとなる場合があると思料。 2 このような場合、所有する資産と負債を整理してから後継者に引き継ぐ、資産と負債を合わせて後継者に引き継ぐなど様々な方法が存在。 このため、移譲希望者の経営実態や意向等を踏まえ、最適な継承方法を検討することが効果的なため、まずは税理士、金融機関等にご相談頂きたい。 3 また、日本政策金融公庫等の負債整理資金も措置しているため、これらの支援措置の活用もご検討頂きたい。 4 個人版事業承継税制においても、特定事業用資産とともに引き受けた債務がある場合、特定事業用資産の額から債務の金額を控除して納税猶予の適用を受けることは可能だが、債務超過の場合、税制特例により対応するのは難しいと考えている。 【農林水産省経営局経営政策課】	【結果】 親に負債が残ることは認識している模様であるが、特段の対応を取るというような回答はされていない。 【今後の対応】 《11月》 表現修正の上、要望することが必要であると考える。 《令和3年度》 11月の表現を使って、継続要望 【考え方等】 関係機関との調整をした上で、可能であれば、親子間売買の特例措置という方向で表現の修正を行う。
--	--	--

(2) 新規就農対策について 土地利用型農業を目指す新規就農では、経営開始に係る初期投資が多額に上がることから、就農後における農業経営の安定に期間を要している状況にある。 そのため、新規就農に伴う研修、農地・施設・機械等の取得について、総合的な支援施策を構築すること。 また、過疎地域における新規就農の促進は特に重要であることから、過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域へ新規就農する者に対する助成金等の加算措置を設けること。	1 新規就農者の支援については、就農準備段階や経営開始直後の青年農業者に対する資金交付(農業次世代人材投資事業)、無利子融資(青年等就農資金)、強い農業・担い手づくり総合支援交付金による施設・機械の取得支援、農地バンクによる農地の斡旋、農業経営相談所における経営相談対応等、それぞれの段階の課題に応じて、就農準備段階から経営確立まで切れ目のない支援を実施している。 2 また、農業次世代人材投資事業の支援水準については、研修や経営の確立に専念できるよう、過疎地域等の就農地域や作物・品種の別に関わらず、一定の所得確保の水準とされているところである。 3 今後とも、これらの施策を総合的に実施することにより、新規就農者の確保・育成に取り組んでまいりたい。 【農林水産省経営局就農・女性課】	【結果】 各種施策を総合的に実施することで、新規就農の確保・育成に取り組む旨の回答はあるが、全般的にかみ合っていない感じ。 【今後の対応】 《11月》 要望項目から除外 《令和3年度》 表現を修正の上要望をする。 【考え方等】 各種支援施策では、申請がそれぞれ異なるなど手続きが煩雑となるため、オールインワンの施策を要望すること も視野に入れつつ、関係機関と調整して表現を修正したい。
--	--	--

(3) ヘルパー組織等への支援 農業経営法人化支援総合事業において、農地所有適格法人等に関するサポート事業が構築され、法人の設立・育成などが推進されている状況にあるが、農村現場においては、それに加えて個人経営を支援するための、酪農ヘルパー組織などを育成することが、担い手育成の一環として重要である。 そのため、酪農ヘルパー組織における人材の確保・育成及び、酪農経営構成員の傷病時利用における負担軽減など、酪農ヘルパー組織に対する支援施策を講じること。	酪農ヘルパーに対する支援としては、酪農経営安定化支援ヘルパー事業を措置し、 ① 酪農ヘルパーの人材確保や育成 ② 傷病時利用の円滑化 ③ 酪農ヘルパー利用組合の強化等を支援しているところである。 2 特に酪農ヘルパーの課題として人材不足への対応が求められていることから、令和2年度において、 ① 就業前の内定者向け研修 ② 利用組合が農業学校等に出向き PR や説明会等を行う取組 ③ 外国人材の活用に向けた外国人材採用に係る取組等について新たに支援しているところである。 3 引き続き、これらの事業を適切に運用し、酪農経営の維持・発展が図られるよう、必要な予算の確保に努めてまいりたい。 【農林水産省生産局畜産企画課】	【結果】 とりあえずの施策はあるとの回答 【今後の対応】 《11月》 要望項目から除外 《令和3年度》 表現修正の上、要望項目としたい。 【考え方等】 関係機関等を通じて、実態の状況を把握した上で、必要となる施策を整理した上で、表現修正を行う必要があると思われる。
--	---	---

(4) 外国人材の受入について 新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、外国人材の入国遅延等が発生している。 本道農業において、担い手を支える外国人材は、重要な役割を果たしていることから、こうした外国人材の入国制限等の影響について配慮し、入国に係る申請手続きの簡素化、弾力的な運用を図ること。	1 今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、出入国在留管理庁は、 ① 在留資格認定証明書の有効期間の延長(3 か月→6 か月)や交付申請に必要な書類の簡素化 ② 技能実習 2 号修了者が特定技能 1 号への移行準備のため、「特定活動(4 か月・就労可)」に在留資格変更をする際の申請書類の簡素化等の措置を講じていると承知。 2 また、 ① 本国への帰国が困難な状況にある技能実習生の方々が引き続き農業現場で就労するための措置として、「特定活動(6 か月・就労可)」への在留資格変更 ② 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった他業種での技能実習生等の農業分野での再就職を可能とするための措置として、「特定活動(最大 1 年・就労可)」への在留資格変更などの特例的な運用措置も講じていると承知。 3 今後とも、農業現場からの御意見等も踏まえ、入国に係る申請の手続きの簡素化等の制度的な対応については法務省に働き掛けるなど、必要な対応を行ってまいりたい。	【結果】 現在実施している対応について回答 また、簡素化等の制度的な対応については、法務省に働きかける旨の回答 【今後の対応】 《11 月》 外国人材の入国状況を見て、要望項目とするか否かを判断 《令和 3 年度》 基本的に継続要望する 【考え方等】 来年度に向けた動きがなければ継続要望する
--	---	--

【農林水産省経営局就農・女性課】

【農業者の経営安定対策の充実】 (1) 経営安定対策の予算の確保等 「総合的なTPP等関連政策大綱に基づく農林水産分野の対策」により、現在のところ、TPP11、日EU・EPA等、国際貿易協定の影響を最小限に抑えられている状況にあることを踏まえ、引き続き、経営安定対策の拡充や、収入保険制度の浸透、6次産業化の取組に対する支援などに関連予算を確保するとともに、国内対策を一層強化すること。	1 TPP11、日EU・EPAや日米貿易協定については、重要5品目を中心に関税撤廃の例外をしっかりと確保し、国家貿易制度の維持、セーフガードの確保、長期の関税削減期間などの有効な措置を獲得した。 2 それでもなお残る農林漁業者の不安を払拭するために、経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、農業経営の底上げにつながる対策を講じ、生産基盤の強化につなげていくことができるよう、昨年12月に「総合的なTPP等関連政策大綱」を改訂し、体質強化対策や経営安定対策など、万全の対策を講じている。 3 具体的には、 ① 体質強化対策として、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業、日EU・EPAを念頭に置いた国産チーズや木材製品の競争力強化、日米貿易交渉を念頭に置いた繁殖雌牛等への増頭奨励金の交付等を講じている。 ② また、経営安定対策として、法制化した牛・豚マルキンの補填率の引上げ等を講じている。 4 引き続き、協定発効後の動向を注視しつつ、意欲ある農林漁業者の方々が安心して再生産できる環境を確保できるよう、政府一体となって、必要な施策をしっかりと講じてまいりたい。 【農林水産省大臣官房政策課】	【結果】 対策を構築していることを承知の上で要望していることから、満額回答に近いと考える。 【今後の対応】 《11月》 要望項目から除外 《令和3年度》 継続要望する 【考え方等】 新型コロナウイルス感染症の影響から、肉牛などの価格が下落傾向にあることから、必要に応じて表現の修正を行う。
--	--	---

(2) 農業経営基盤強化資金等 農業の投資負担を軽減する支援として、スーパーし資金の金利負担軽減措置について引き続き十分な融資枠を確保すること。 また、農業用機械等導入への各種支援事業については、十分な予算を確保するとともに、地域の実態に即した新たな採択基準等を検討し、担い手が活用しやすい仕組みとすること。	1 令和2年度当初予算では「実質化された人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた等の認定農業者が、スーパーし資金を借り入れる場合には、貸付当初5年間を実質無利子化とする融資枠を900億円措置したところ。 また、令和2年度の補正予算では、「実質化された人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた等の認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者が、スーパーし資金を借り入れる場合には、貸付当初5年間を実質無利子化とする融資枠を1,000億円措置したところ(令和元年度補正予算)。	【結果】 し資金の予算の確保については、満額回答 各種支援事業については、想定内の回答 【今後の対応】 《11月》 要望項目から除外 《令和3年度》 継続要望する 【考え方等】 「現場の御意見をお聴きしながら、所要の見直しを行い つつ、今後とも必要な予算の確保に努めてまいりたい」という回答であることから、必要に応じて具体的内容を追加することを検討する。
	2 また、農業用機械等の導入を支援する交付金については、収益力強化に取り組み産地に対して農業機械のリース導入・取得等を支援する産地生産基盤パワーアップ事業(令和元年度補正予算:348億円)や、地域の担い手の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援する強い農業・担い手づくり総合支援交付金(先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ)(令和2年度予算:200億円の内数)を措置しているところ。 (1) 産地生産基盤パワーアップ事業(収益性向上対策)では、 ① 事業効果の早期発現を目指す取組に関する成果目標を設定 ② 稲から高収益作物に転換する取組や複合品目への取組に関する面積要件の設定	

	(2) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金では、 ① 輸出事業に関する計画に基づく取組をポイント加算の対象とするとともに、施設園芸・果樹に係るポイント基準の緩和 ② 先端技術を活用した農業用機械等の導入の支援するため優先枠の設定(地域担い手育成支援タイプ)等、採択基準等の見直しを行ってきたところである。 3 引き続き、現場の御意見をお聴きしながら、所要の見直しを行いつつ、今後とも必要な予算の確保に努めてまいりたい。 【農林水産省経営局金融調整課・経営政策課】 【農林水産省生産局総務課生産推進室】
--	---

(3) 農業経営基盤強化準備金制度 農業経営基盤強化準備金は、人・農地プランに位置づけられる中心経営体への農地の集積・集約化の実現に対し、積極的に寄与している制度である。 また、経営改善計画に基づく計画的な経営改善を現実のものにするための制度であり、担手の育成と経営の改善に欠くべからざる施策である。 そのため、本準備金制度について恒久的な制度とするとともに、経営改善計画に基づかない農業用機械の導入における準備金の取り崩し要件の撤廃、並びに現在対象とされていない中古の農業用機械を対象とすること。 また、酪農・畜産・園芸経営の計画的経営改善の実現のため、これらの経営体も対象とした制度とすること。	1 農業経営基盤強化準備金制度は、米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営の維持・安定を図るための交付金を準備金として積み立て、計画的な農用地や農業機械の取得を円滑に進め、更なる経営の発展を促す制度であり、これまでも多くの農業者に活用いただいているところ。 2 平成30年度税制改正において導入された準備金の取崩し事由の明確化は、本特例があくまでも経営改善計画に基づく措置との位置付けを明確にする観点から、経営改善計画の定めによらず農業用機械を取得した場合に、圧縮記帳制度の適用対象外とするもの。運用の適正化を担保しつつ利便性も向上させる方法について、現場の実情も踏まえ、今後検討してまいりたい。 3 また、中古農業用機械等については、新品と比して廉価であり、かつ、取得後の耐用年数が短く(通常2年)、短期間で投資資本を回収できることから、あえて最長5年間の課税の繰延べ措置を講じる必要性に乏しく、本準備金制度の対象外としているところ。 4 なお、本準備金制度は米の臨特法や農用地利用集積準備金制度等を淵源とし、あくまでも、経営所得安定対策等を活用して、農地の担い手への利用集積のために、特に認められている制度であり、制度導入の経緯及び制度趣旨から、酪農・畜産・園芸経営等に拡大することは困難であると考えている。 【農林水産省経営局経営政策課】	【結果】 強制取り崩しについては、今後検討との回答 中古資産については、対象外としている理由の記載 対象経営体の拡充については、困難との回答 【今後の対応】 《11月》 延長期限の関係があるので、制度の延長についての表現を追加しつつ、内容を修正して要望する。 《令和3年度》 状況をみながら継続項目としてつつ対応行う。 【考え方等】 延長されれば、延長された期限を見ながら要望項目として検討を行う。 複数年の期限等で延長された場合は、時期期限到来に向けて内容の拡充に関する要望を行う。 単年度で延長された場合は、期間の延長という方向で要望を行う。
--	---	--

(4) 産業動物に従事する獣医師の確保対策 酪農・畜産経営が大規模化する中、産業動物に従事する獣医師の不足が深刻化している状況にあることから、産業動物に従事する獣医師の確保対策について強化すること。	1 安全な畜産物を安定的に供給するためには、家畜の診療を行う民間の獣医師や口蹄疫等に対する防疫業務に携わる公務員獣医師など、産業動物獣医師の確保が重要であると認識している。 2 このため、農林水産省では、産業動物獣医師の確保を図る対策として、 ① 産業動物獣医師への就業を志す獣医学生に対しては、一定期間就業すれば返還が免除される修学資金の貸与 ② 獣医学生が行政体験研修や臨床実習に参加する場合の旅費 ③ 女性獣医師が再就職・職場復帰するに当たって、最新の知識を取得するための研修会の開催経費に対する支援を行っている。 3 こうした取組を通じて、引き続き、産業動物獣医師の確保に努めてまいりたい。 【農林水産省消費・安全局畜産安全管理課】	【結果】 現在措置されている対策の紹介と併せて、獣医師の確保に努める旨の回答 【今後の対応】 《11月》 要望項目から除外 《令和3年度》 継続要望する。 【考え方等】 現在の対策で不十分な部分をピックアップして可能な限り、具体的な要望を行いたい。
---	---	---

【農業者年金制度の改善】 (1) 特例付加年金の受給要件の緩和 特例付加年金の受給要件である20年以上の保険料納付済期間等について、経営主が冬の間の他業種での雇用等により、国民年金第3号の適用を受けた配偶者が受給要件を満たせなくなる事案が発生している。 そのため、国民年金第3号の適用を受けている期間を、保険料納付済期間等のカラ期間とする措置を講ずること。	1 経営主が冬期間に出稼ぎ等により他業種で雇用され、厚生年金に加入した場合、農業者年金の被保険者資格を喪失することとなり、毎年出稼ぎ等を繰り返す者にあっては、特例付加年金の受給資格期間(20年以上)を満たせなくなる事態が生じ得ることから、こうした短期の被用者年金期間をカラ期間として認めているところである。 2 なお、経営主が出稼ぎ等している期間にその配偶者が国民年金第3号被保険者となった場合、当該配偶者は経営主に扶養されていることとなり、当該経営主と共同経営している立場とは認めがたいことから、担い手の保険料の一部を国が支援する特例付加年金の受給要件となる加入期間として、カラ期間に算入することは困難と考えている。 【農林水産省経営局経営政策課】	【結果】 完全否定 【今後の対応】 《11月》 要望項目から除外 《令和3年度》 要望項目から除外 【考え方等】 回答内容が正論過ぎる。 要望項目とするためには、この正論を崩す理屈を考える必要がある。
(2) 農業者年金制度における政策支援対象者の拡大 農業者年金制度の政策支援加入については、現行制度では、経営主・その配偶者・経営主の直系卑属に対して加入が認められている。 経営主の直系卑属の配偶者も担い手であることを踏まえ、政策支援の対象とすること。	1 経営主の直系卑属も経営主と同様に政策支援の対象としているのは、法定相続人として、将来、農地や農業用施設等の経営資源を相続し、安定的に農業経営を継承する蓋然性が高いことによるものである。 2 他方、直系卑属の配偶者については、家族経営協定に参画していたとしても、経営主が死亡した場合、あるいは離婚した場合に相続人にならない等、直系卑属とは異なる法的地位にあることから、政策支援の対象とすることは困難である。 【農林水産省経営局経営政策課】	【結果】 困難との回答 【今後の対応】 《11月》 要望項目から除外 《令和3年度》 継続要望する 【考え方等】 回答内容に矛盾があると思われる そもそも、後継者の配偶者は、離婚の有無に係わらず義理の父母の相続人にはなり得ない。 相続人であったとしても、後継者にならない可能性はある。そのため、表現を修正の上継続要望する。

(3) 旧制度の経営移譲における第一種加算対象農地の取扱いについて 農村現場の高齢化等により、第一種加算対象農地について、使用収益権の再設定を行う際の受け手の年齢が、60歳を超える場合が想定される。 そのため、第一種加算対象農地の再設定における年齢要件の引き上げを行うこと。	1 旧制度の経営移譲の目的は、加入者が農業から引退する際に、世代交代して後継者等に営農を引き継いでもらい、農地保有の合理化に寄与することにある。 2 加算付経営移譲年金は、長期にわたり中核的な担い手として専業的に農業に従事することが期待できる「特定譲受者」に経営移譲した場合に、基本額に加算して年金を支給するもので、対象年齢は60歳未満としている。 3 これは、原則として、経営移譲年金が60歳から受給が開始されるところ、経営移譲先となる者を、経営移譲年金を受給できる年齢に達している者とすることは適当ではないためであり、この観点から年齢要件に引上げは困難である。	【結果】 困難との回答 【今後の対応】 《11月》 要望項目から除外 《令和3年度》 要望項目から除外 【考え方等】 そもそも、農地中間管理事業を活用することにより年齢要件を除外できる。
	【農林水産省経営局経営政策課】	国は、農地中間管理事業を推進していることから、年齢要件の関係で要望をしても対応しないと思われる。 既に、対応できる手法が存在していることから、継続要望は困難と考える。

【北海道農業の維持発展に関する対策の拡充】 (1) 鳥獣被害対策の拡充・強化 鳥獣被害対策については、鳥獣被害防止総合対策等により、一定の改善が図られているものの、本道においては、平成29年度より、被害額が増加している状況にあり、平成30年度においては、約49億円もの被害が生じている。 本道においては、特にエゾシカによる被害が大きく、次いで、ヒグマ、キタキツネなど、在来種による被害が大きい状況にあるが、外来種、アライグマによる被害も近年増加傾向にあり、農作物への被害を防ぐため、電気牧柵等の設置による圃場への侵入防止と個体駆除という両面の対策が今後也不可欠である。 こうした状況を改善するためには、従来の対策に加え、鳥獣被害の具体的な削減目標を設定した上で、抜本的に改善するため、新たな対策を構築する必要がある。 また、電気牧柵等の獣害防止柵の設置は、鳥獣被害対策において、効果的であることから、獣害防止柵等の設置が単独で行える事業を検討する必要がある。 そのため、野生鳥獣の頭数管理を含めた新たな鳥獣被害対策を構築すること。	1 農林水産省では、<u>鳥獣被害防止総合対策交付金(令和2年度予算・100億円、令和元年度補正予算・5億円)</u>により、<u>地域ぐるみで行う柵の設置や追払い、処理加工施設や焼却施設等の整備等、市町村(協議会)が中心となって行う取組に対しソフト、ハード両面から総合的に支援をしている。</u> 2 <u>令和2年度においても、捕獲現場でのOJT研修を実施するための経費、既存の柵を有効活用した再編整備の実施のための経費を新たに支援するなど、支援の充実を図っているところであり、令和3年度に向けた予算要求にあたっても、地域の実情に応じた対策への支援が行えるよう、必要な予算の確保に努めてまいりたい。</u> 3 なお、鳥獣被害を防止するためには、 ① 農地への侵入を防ぐための侵入防止柵の設置とともに、 ② 個体数を減らすための捕獲活動 ③ イノシシの隠れ場所となる藪を刈り払うなどの<u>生息環境の管理等の取組を合わせて総合的に行うことが重要であること</u>から、各地域ともこうした地域ぐるみでの総合的な取組をお願いしたい。 4 引き続き、野生鳥獣の管理を所管している環境省とも連携しながら、鳥獣被害対策に取り組んでまいりたい。 【農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課】	【結果】 必要な予算の確保という回答あり 【今後の対応】 《11月》 要望項目から除外 《令和3年度》 継続要望する。 【考え方等】 明確な削減目標による実行性の高い対策の構築などについて要望が可能な否かを調整しつつ表現の修正を検討する。
--	---	--

(2) 主要農産物の種子生産に関する予算の確保 都道府県が取り組む主要農産物の種子の生産・普及について、引き続き予算を確保すること。	1 平成 30 年 4 月の主要農作物種子法の廃止後も、稲、麦類及び大豆の種子供給に係る事務については、 ① ほ場審査などに関する事務については、種苗法 ② 原種ほの設置などに関する事務については、農業競争力強化支援法に基づき、都道府県が従前と同様に実施することが見込まれることから、引き続き、地方交付税措置が講じられているところ。 2 引き続き、地方交付税措置が講じられるよう、総務省と連携してまいりたい。 3 なお、令和 2 年度においても、従前と同様に、地方交付税措置が講じられているところ。 【農林水産省政策統括官付穀物課】	【 結果 】 予算の確保については確保する旨の回答 【 今後の対応 】 《11 月》 要望項目としない 《令和 3 年度》 継続要望する 【 考え方等 】 表現の修正を検討しつつ継続要望する
--	--	--

(3) ゲノム（遺伝情報）編集農産物の安全性の確保について 現在、我が国においては、遺伝子組換え作物の商業栽培はほとんど行われていないものの、外国で生産された遺伝子組換え作物が流通しているほか、食卓においては、表示義務のない家畜の飼料や加工品の原料として大量の遺伝子組換え作物を間接的に消費している。 遺伝子組換え作物と異なり、ゲノム（遺伝情報）編集作物はその改変の痕跡が残りにくいとされていることに加え、既存の法律の制定時には想定されていなかった新たな技術であることから、食の安全・安心の確保の観点から、食品表示制度の創設など、新たな規制措置を講ずること。	特段の言及なし 【 結果 】 — 【 今後の対応 】 《11 月》 要望項目から除外 《令和 3 年度》 継続要望する方向 【 考え方等 】 現場の意見を踏まえ、調整しつつ表現の修正の必要性を検討する。
---	--

(4) スマート農業のための環境整備 農作業の省力化による農業生産性の向上や、農畜産物の販路拡大を図るために、高速度ブロードバンド環境の農業地域における未整備状況の解消や圏外解消対策推進への一層の制度拡充に向けた支援をすすめること。 また、災害等に強い強靱なスマート栽培施設の設置に向けた支援をすすめること。	1 ICT・IoT 技術を活用したスマート農業を推進していくためには、農村部において、その基盤となる情報ネットワーク環境の整備が必要と認識している。 2 このため、令和２年度予算において、無線局を設置し、スマート農業等に必要な情報通信環境の効率的な計画・整備手法や運営管理手法等について現場実証を行うこととしている。 3 本実証結果も踏まえ、スマート農業の推進に必要な情報通信環境整備への支援の在り方について検討してまいりたい。 4 また、ICT 等のスマート技術の導入に必要な生産技術高度化施設(高度環境制御栽培施設、低コスト耐候性ハウス等)の整備については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)において、優先枠「スマート農業実践施設の整備」を設ける等により、支援しているところであり、ご活用いただきたい。 【農林水産省生産局総務課生産推進室】 【農林水産省農村振興局地域整備課】	【結果】 基本的には満額回答 【今後の対応】 《11月》 要望項目から除外 《令和３年度》 継続要望する 【考え方等】 表現の修正を検討しつつ要望する
---	--	--

(5) 被災地の復興対策について 平成28年の台風並びに平成30年北海道胆振東部地震により被災した農地については、復旧工事後の生産力維持向上のため、継続的な支援を行うこと。	1 平成28年の台風や平成30年の北海道胆振東部地震による被害から復旧した被災農地に対して、短期間で地力を向上させるため、産地活性化総合対策事業において、堆肥の追加的な投入等への助成を実施したところ。 2 また、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)では、これまでの土壌土層改良等を支援する耕種作物小規模土地基盤整備に加え、令和2年度予算から、災害復旧事業等により客土等を行い復旧した農地の生産力回復を目的とした土壌土層改良の取組も支援することとし、優先枠「土づくりの取組」を新設したところ。 3 さらに、復旧工事後の生産力維持向上のため、地域の実情やニーズに応じた暗渠排水や客土等のきめ細やかな基盤整備については、農地耕作条件改善事業により支援している。地域の御要望にできる限り応えられるよう、必要な予算の確保に努めてまいりたい。 【生産局総務課生産推進室】 【農村振興局農地資源課】	【結果】 満額回答 【今後の対応】 《11月》 要望項目から除外 《令和3年度》 継続要望する 【考え方等】 年数が経過していることから、要望項目とするか否かについて検討が必要であると考え、国の骨太方針(経税財政運営と改革の基本方針2020)では、「防災・減災・国土強靱化」において、H28熊本地震、H30豪雨、北海道胆振東部地震等を明記した上で、復旧・復興に全力を尽くすこととすることから、次年度においてもこの表現で継続要望する。
(6) 電源の確保について 胆振東部地震による全道的な電源喪失は大きな被害をもたらしたため、リスクマネージメント・本道農業と道民の生活を守る視点から、電源の再配置と多様化を図ること。 さらに、風水害の被害は、今後一層拡大すると予想されることから、被災の未然防止と被災後の復興対策を強化すること。	特段の言及なし	【結果】 — 【今後の対応】 《11月》 要望項目から除外 《令和3年度》 継続要望する 【考え方等】 表現修正を検討しつつ要望する

(7) JRによる鉄道輸送力の確保対策について JR北海道は、「単独では維持することが困難な13線区」を公表しているが、この中には石北線の新旭川～網走間、室蘭線の沼ノ端～岩見沢間、根室線の滝川～富良野間の貨物3線区が含まれている。さらに、青函トンネルを含む新幹線との共用走行区間での北海道新幹線の高速度を実現するために、鉄道貨物輸送への影響が懸念されている。 本道産農畜産物の本州への輸送において鉄道輸送は不可欠であることから、鉄道輸送力の維持・確保に向けた支援を行うこと。	(担当課:鉄道事業課) ○ JR北海道に対しては、平成30年7月に経営改善に向けた取組みを着実に進めるよう監督命令を発出した上で、令和元年度からの2年間で416億円の支援を行っています。 ○ この中には、貨物列車走行線区の修繕費等に対する支援も盛り込んでおり、必要な対応を図ってまいります。 (担当) 鉄道局鉄道事業課貨物鉄道政策室 渡邊 03-5253-8529	【結果】 必要な対応を図る旨の回答 【今後の対応】 《11月》 要望項目から除外 《令和3年度》 継続要望する 【考え方等】 国鉄清算事業団債務等処理法が2021年3月に期限を迎えることから、国による財政支援の根拠を失う可能性が高い。 国は、21年以降も継続支援する方向性ではなるが、検討が難航しているとの情報もあることから、表現を修正した上で、引き続き要望項目とする。
--	--	---

【農業委員会・農業委員会ネットワーク機構の予算の確保】 市町村農業委員会は、農地法許可事務、農地の利用状況調査・利用意向調査、農地台帳の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会である。 このため、市町村の財政状況に左右されず、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について増額確保すること。 農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金については、改正農業委員会法に基づいて農地行政の適切な執行と農業委員会の業務支援を広くすすめることとなった同機構に対し、業務執行に十全に取り組みうるために必要かつ十分な額となるよう増額確保すること。 あわせて、農業委員会による農地制度に係る適正な事務実施の一層の推進を図るとともに担い手への農地集積、農地台帳の整備、遊休農地の解消・未然防止等の活動を一層強力に推進するため、機構集積支援事業等の農業委員会関係予算を十分に確保すること。	1 農業委員会等による農地制度の適正な執行に必要な「農業委員会交付金」や「都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金」は、毎年度必要な予算を確保してきており、配分に当たっては、都道府県の農業者数や農地面積等を考慮しているところ。 2 また、農業委員会が農地法等に基づく各種事務等を行うための経費を支援する「機構集積支援事業」においては、地域における担い手への農地集積を推進するため、令和２年度から新たに、人・農地プランの実質化に係る取組に必要な経費を支援する等の強化をしている。 3 今後とも、農業委員会による農地制度に係る適正な事務実施の一層の推進を図るとともに、農業委員会等の円滑な業務実施のために必要な予算を確保してまいりたい。 【農林水産省経営局農地政策】	【結果】 満額回答 【今後の対応】 《11月》 要望項目から除外 《令和３年度》 継続要望する 【考え方等】 基本的にこの表現で継続要望する
--	---	---

【 1. 経過 】

平成26年4月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、農地中間管理事業の推進のために、毎年農林水産省によるヒアリングが実施されている状況
平成29年度より、農業会議もヒアリングの対象とされ、これまで、農地中間管理事業の推進、人・農地プランの実質化など、本道における農地利用の最適化と担い手の育成などについて聞き取りが行われている状況にある。

平成26～28年度	都道府県・農地バンクを対象にヒアリング
平成29～30年度	都道府県・農地バンク・農業会議を対象にヒアリング
令和元年度～	都道府県・農地バンク・農業会議・JAグループ・土地連を対象にヒアリング ※ 北海道においては、JAグループ・土地連を入れずに対応

【 2. ヒアリングとその後の流れ 】

- ① 農林水産省より、「改善方針」の提示
- ② 「改善方針」を踏まえ、対応方針・実施状況の作成
※ 都道府県・農地バンク・農業会議で連携して作成
- ③ 農林水産省によるヒアリング
- ④ 当該年度の「活動方針」の作成
- ⑤ 「活動方針」を踏まえ、市町村キャラバンの実施
※ 市町村・農業委員会・JA等の関係機関と担い手育成、農地利用に関する協議の実施

【 令和元年度におけるヒアリング内容 】

- 1 人・農地プランを核とした推進体制の再構築等
○ 関係機関等が一体となって推進していく方針の作成（協定の締結）
○ 人・農地プランへの農業委員会の積極的関与
○ 農業会議による人・農地プランの実質化の周知
- 2 農地集積・集約化の加速にむけて課題の洗い出し及び新たな推進方策の検討
- 3 農地利用集積円滑化事業と農地バンク事業の統合一体化（令和2年春施行）に向けた準備
- 4 法改正を踏まえた従来からの「改善方針」への対応
○ 農業会議が実施する研修会等での農地バンク事業の認知度の向上
○ 農地バンク事業の実績のない市町村への働きかけ（市町村キャラバン）
○ 農地バンク事業への農業委員会の関与の必要性の周知
○ 農地利用最適化交付金の活用への戦略的働き掛け
○ 農地バンクと連携した研修会等の開催
○ 農地バンクとの連携強化（ワンフロア一化など）
○ 所有者不明農地対策に関する機構の借入れの促進
- 5 農地バンク事業基本方針・事業規程・活動方針等の改訂

※ 農業会議関係分の項目を抜粋

【 令和２年度における改善方針の概要 】

改善方針

① 人・農地プランの実質化の推進

- 「人・農地プランの具体的な進め方について」（農水通知）に基づく、地域の話し合い活動による実質化の推進
- ・農業委員会と市町村の連携によるアンケート調査の実施
 - ・農業委員会による地域の状況の地図化
 - ・農業委員会の関与による地域の話し合い活動の実施

市町村と農業委員会の連携強化による実質化された人・農地プランに基づく農地の集積・集約化の具体化

新型コロナウイルス感染症予防と人・農地プランの実質化の両立

② 地域の農地利用を担う担い手の育成・確保 実質化された人・農地プランの内容を実行するための話し合い活動の実施

農業経営相談所を活用した既存の担い手への支援と法人化の加速化

新規就農者の農地確保を支援する取組を推進
（農地バンクによる認定新規就農者への貸付けに配慮など）
農地バンクによる研修事業の活用
農地バンク事業における適切な貸付先の市町村・農業委員会への決定（利用集積計画一括方式）
行政と農地バンクによる認定農業者等の認定・再認定の働きかけ

③ 農地集積・集約化の具体的な取組について

実質化された人・農地プランに基づく農地バンクによる具体的な農地集積の実行

農地バンクの借受希望者の農地バンクと関係機関が一体となつての担い手の掘り起こし、農地集積の促進
農地バンク事業（利用集積計画一体方式）の積極的な活用並びに、利用配分計画との使い分けの方向性の決定

地域の太宗の農地が農地バンクに貸し出されるよう取り組むとともに、担い手間の農地交換による農地集約の取組を進める。

農地バンク事業の重点実施区域・モデル地区内における機関連事業等の活用による農地バンクの活用率の向上

地域における集約化の進捗を地図により見える化するため、農地情報公開システムの情報の定期的な更新の適切な実施

遊休農地解消、農地の有効利用の促進のために、農地バンク事業本来の趣旨に則った判断（農地バンクの取得基準の判断）
機構集積協力の金の周知徹底とフォローアップ。

④ 果樹・茶・有機農業・放牧等の推進について

麦・大豆の増産に向けたブロックローテーション等の実現に向けた共有による権利設定による簡易な手法の活用

⑤ その他

農地バンク事業における添付書類の省略の徹底・削減

今後の進め方

- ９月以降にヒアリングを実施
- 活動計画等に基づいた取組の実施
- 必要に応じてフォローアップ

今後、改善方針に基づきヒアリング資料を北海道・農地バンク・農業会議が連携して作成。
北海道・農地バンク・農業会議の連携により、人・農地プランの実質化並びに農地バンク事業等の推進を図るものとする。

農地バンク事業を加速化させる改善方針

ヒアリング日程調整

ヒアリング資料作成（三者協議）

都道府県段階における活動方針等の作成

ヒアリング（農林水産省（農地政策課・経営政策課）、都道府県関係機関）

都道府県段階における活動方針等の決定

活動方針に基づく研修・会議の開催

- 人・農地プランの実質化の取組
- 実質化された人・農地プランの実現への取組
- 農地バンク事業の活用
- 担い手への農地集約化の促進
- 担い手への農地集約化のための農地バンク事業の活用

※ 北海道・農地バンク・農業会議の連携により上記事項の推進を図る。

市町村キャラバンの実施

- 人・農地プランの実質化に向けた事項
- 実質化された人・農地プランに基づく担い手の育成・農地の集約化の促進に関する事項・情報提供（情報収集）
- 担い手（認定農業者）の確保・育成に関する事項
- 農地バンク事業の活用による農地集約の取組の促進に関する事項
- 機構集積協力の周知と活用に関する事項
- 農地情報公開システムに関する事項

※ 北海道・農地バンク・農業会議・農政事務所が、市町村を選定し、市町村に訪問・協議の上、上記事項の推進を図る。

〔人・農地プランの実質化の進捗の加速化
実質化された人・農地プランに基づく、担い手への農地集積・集約化
農地バンク事業の活用件数の増加〕

を実現する。